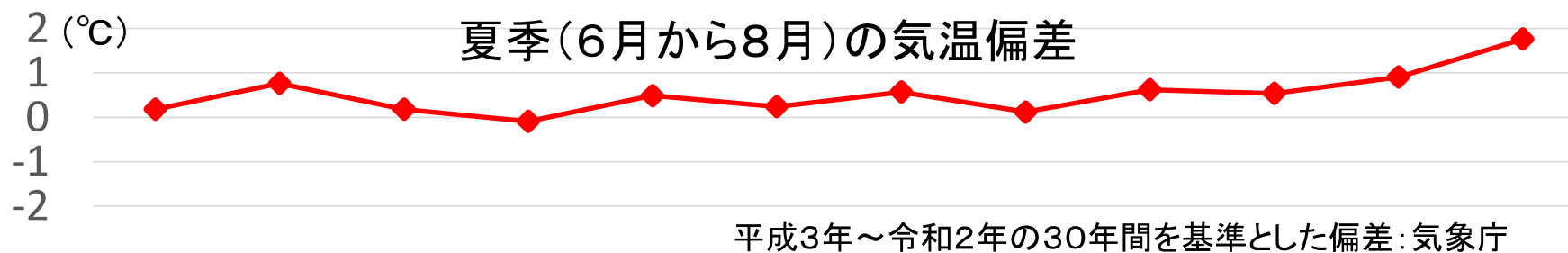
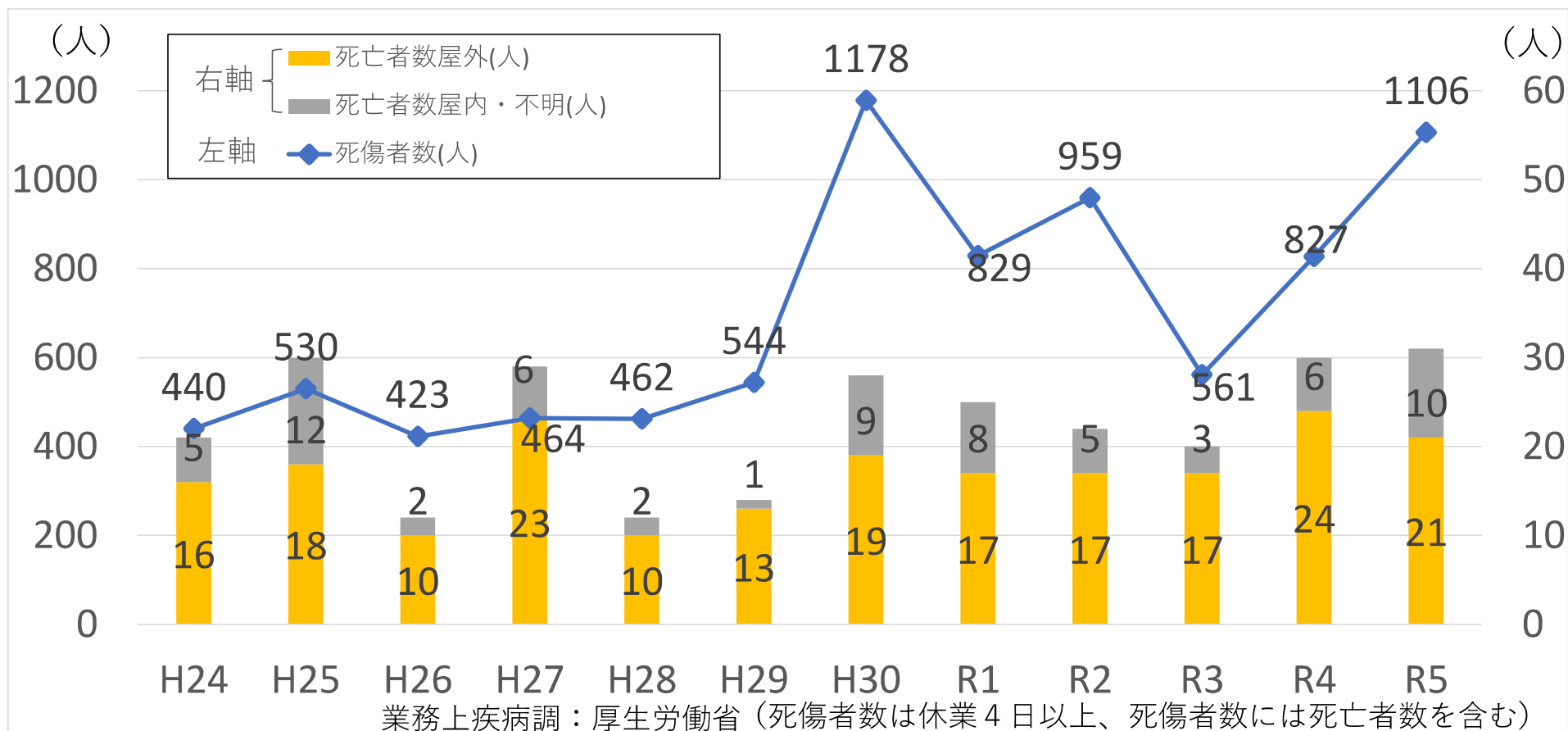


職場における熱中症対策の強化について

第174回 安全衛生分科会資料

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

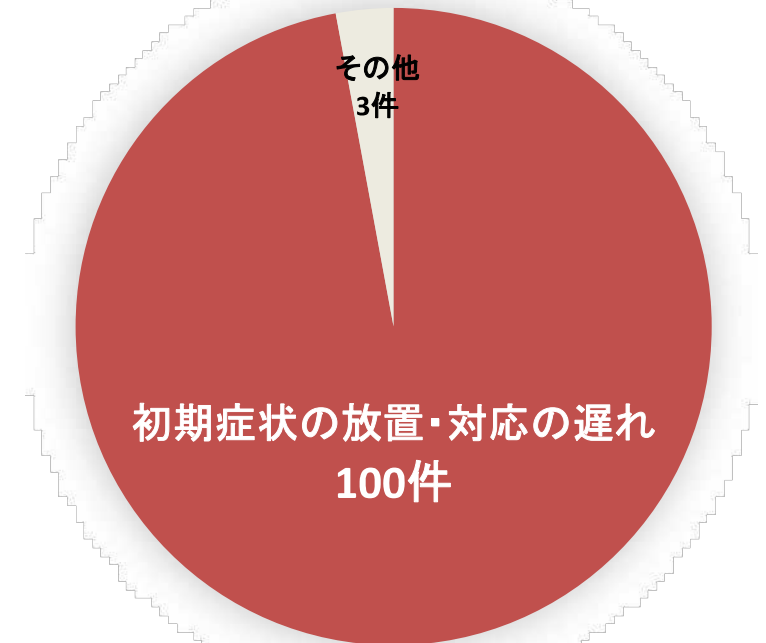
職場における熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**

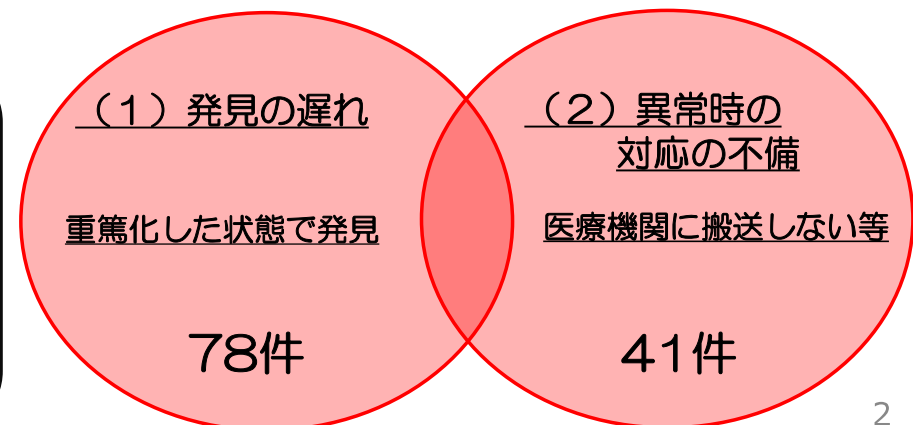
早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



熱中症対策に関する有識者ヒアリングについて

有識者ヒアリング

○ 令和6年10月18日及び22日にオンラインで実施

神田 潤	日本救急医学会 熱中症および低体温症に関する委員会 委員長 帝京大学医学部救急医学講座講師
齊藤 宏之	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターばく露評価研究部長
細川 由梨	早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授
堀江 正知	産業医科大学副学長
横堀 將司	日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授 (兼) 日本医科大学付属病院高度救命救急センター一部長

熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

今後の熱中症対策について（案）

基本的な考え方

見つける



判断する



対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者には罰則付きで義務付けることとする。

- 1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

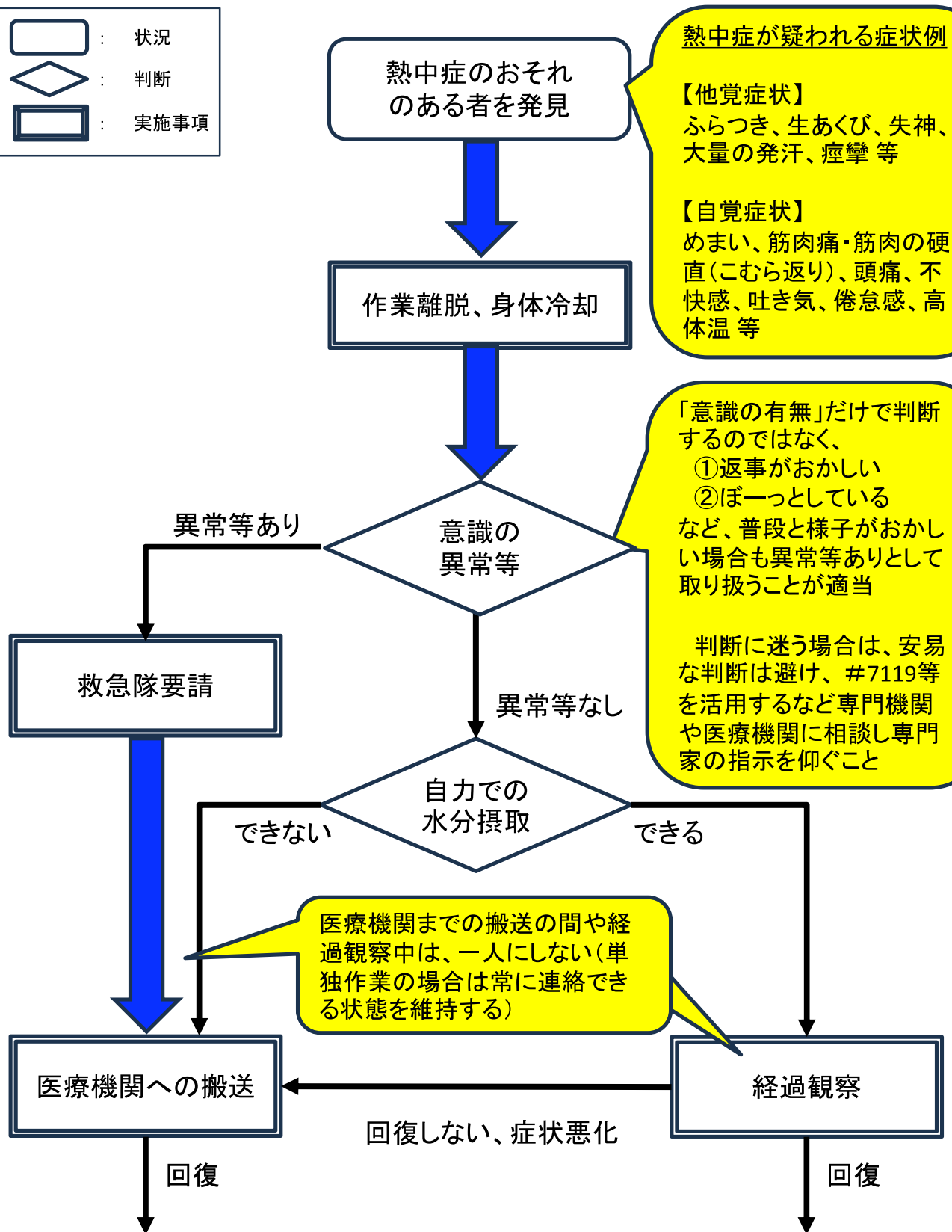
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

別添①



熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)

別添②



熱中症のおそれ
のある者を発見



作業離脱、
身体冷却等



医療機関への搬送、
必要に応じて救急隊
要請

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)



回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

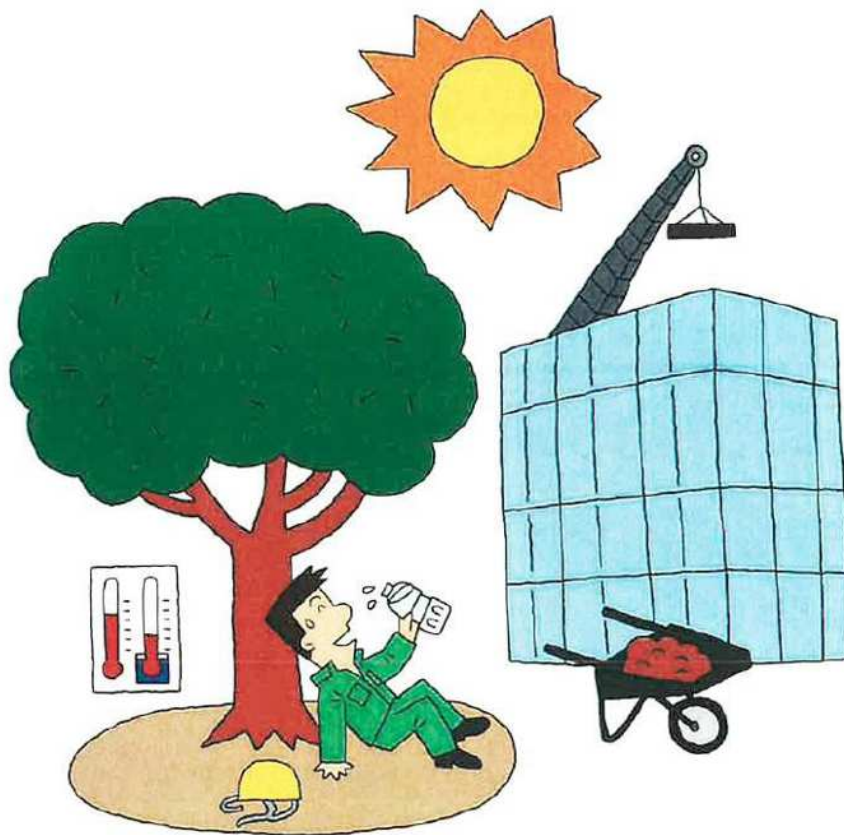
※①返事がおかしい

②ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる

職場における 熱中症予防対策 マニュアル



厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

「職場における熱中症予防対策マニュアル」について

本マニュアルは、平成 21 年に「職場における熱中症予防対策マニュアル作成委員会」により作成した「職場における熱中症予防対策マニュアル」の最新改訂版である。

〔改訂履歴〕

平成 30 年 3 月 3 日「職場における熱中症予防対策マニュアル作成委員会」による改訂

＜職場における熱中症予防対策マニュアル作成委員会＞

1. 作成委員会の目的

職場における熱中症については、死亡者数及び 4 日以上休業した業務上疾病者の数をみると、平成 22 年に 656 人を記録して以来、400～500 人台で推移しており、高止まりの状態にある。

職場における熱中症予防対策については、WBGT 値（暑さ指数）を把握した上で WBGT 値の低減等の作業環境管理を行うことが重要である。

平成 29 年 3 月に、WBGT 指数計の JIS 規格（JIS B 7922）が公示され、従来から市場に流通している様々な温湿度計に比べて WBGT 値をより正確かつ簡易に測定できるようになった。しかしながら、指数計はあまり普及しておらず、効果的な使用方法や正しい使用方法を周知する必要がある。その中で、本検討会では、WBGT 指数計の選定や使用方法等について検討を行い、「職場における熱中症予防対策マニュアル」を作成することを目的とする。

2. 委員名簿

- 佐々木 誠 株式会社セシム 代表取締役
○澤田 晋一 独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 特任研究員
田中 通洋 ミドリ安全株式会社 安全衛生相談室 室長
新見 亮輔 株式会社 I H I 人事部労働・安全グループ 健康担当 主査（産業医）
水沼 一典 中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター所長
由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課長（兼）指導課長

（○：委員長）

（五十音順：敬称略）

目次

第 1 章 熱中症について知る	1
1. 熱中症とは何か	1
2. 熱中症の症状と分類.....	2
3. 体温の調節.....	4
(1) 内臓の温度とその限界	4
(2) 体温の平衡	4
(3) 熱の放散の仕組み.....	5
(4) 汗の産生	5
(5) 放熱のまとめ	6
(6) 暑さへの順化	6
4. 体液の調節.....	7
5. 職場における熱中症の特徴	8
(1) 熱中症を生じやすい職場の特徴.....	8
(2) 作業環境や作業の特徴	8
(3) 労働者の健康状態.....	9
6. 熱中症が発生する仕組みと症状	10
7. 熱中症の救急処置について	11
(1) 作業現場での応急処置	11
(2) 症状と病院での救急処置	14
8. 熱中症による災害発生状況について	16
(1) 職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 19～28 年）	16
(2) 業種別発生状況（平成 24～28 年）	17
(3) 月別発生状況（平成 24～28 年）	18
(4) 時間帯別発生状況（平成 24～28 年）	19
(5) 作業開始からの日数別発生状況（平成 24～28 年）	20

第 2 章	WBGT 指数計の配備と使用	21
1.	熱中症発生のリスク因子	21
2.	WBGT 指数計の配備と WBGT 値による熱中症発生リスクの評価	22
3.	WBGT 値による作業現場の暑熱環境の評価	26
第 3 章	熱中症の予防と対策	27
1.	作業環境管理	27
(1)	WBGT 値の低減等	27
(2)	休憩場所の整備等	27
2.	作業管理	28
(1)	作業時間の短縮等	28
(2)	熱への順化	28
(3)	水分及び塩分の摂取	28
(4)	服装等	29
(5)	作業中の巡視	29
3.	健康管理	30
(1)	健康診断結果等に基づく対応	30
(2)	日常の健康管理等	32
(3)	労働者の健康状態の確認	34
(4)	身体の状態の確認	38
(5)	労働衛生教育	39

第4章 具体的な対策・災害事例	40
1. 予防対策事例	40
(1) 事前の予測	40
(2) 現場での健康状態の確認	41
(3) 熱中症に関する教育の実施	43
(4) 作業環境の整備	44
2. 災害事例	47
添付資料	49
1. 関係法令	50
労働安全衛生法（抜粋）	50
労働安全衛生法施行令（抜粋）	55
労働安全衛生規則（抜粋）	56
作業環境測定基準（抜粋）	57
2. 関係指針	58
労働安全衛生法第66条の5第2項の規定に基づく健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	58
3. 職場における熱中症の予防について	64
職場における熱中症の予防について	64

第 1 章 熱中症について知る

1. 熱中症とは何か

「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内の重要な調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れます。

2. 熱中症の症状と分類

熱中症にはさまざまな症状が現れますので、それぞれに病名がつけられています。

「熱失神」とは、暑熱環境下で皮膚血流の著しい増加と多量の発汗とにより、相対的に脳への血流が一時的に減少することにより生ずる立ちくらみのことをいいます。「熱けいれん」とは、汗で失われた塩分が不足することにより生ずる筋肉のこむら返りや筋肉の痛みのことです。「熱疲労」とは、脱水が進行して、全身のだるさや集中力の低下した状態をいい、頭痛、気分の不快、吐き気、嘔吐などが起こり、放置しておくと、致命的な「熱射病」に至ります。これは、中枢神経症状や腎臓・肝臓機能障害、さらには血液凝固異常まで生じた状態のことで、普段と違う言動やふらつき、意識障害、全身のけいれん（ひきつけ）などが現れます。ただし、実際の現場では、これらの状態が混在して発生するので、熱中症が発生した時には、重症度にしたがって、表 1 のように、最近では軽症（Ⅰ度）、中等症（Ⅱ度）、重症（Ⅲ度）に分類しています。

表 1：熱中症の症状と分類（『日本救急医学会熱中症分類 2015』より）

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I 度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り） 意識障害を認めない（JCS=0）		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK 熱けいれん 熱失神
II 度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下（JCS≤1）		医療機関での診療が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）	II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する（周囲の人が判断） 熱疲労
III 度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状（意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作）（H/K）肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） (D)血液凝固異常（急性期 DIC 診断基準（日本救急医学会）にて DIC と診断）⇒ III度の中でも重症型		入院加療（場合により集中治療）が必要 →体温管理（体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加）呼吸、循環管理 DIC 治療	III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される 熱射病

日本救急医学会熱中症分類 2015：付記

- 暑熱環境に居る、あるいは居た後の体調不良は**すべて熱中症の可能性**がある。
- 各重症度における症状は、よく見られる症状であって、その重症度では必ずそれが起こる、あるいは起こらなければ別の重症度に分類されるというものではない。
- 熱中症の病態（重症度）は対処のタイミングや内容、患者側の条件により**刻々変化する**。特に意識障害の程度、体温（特に体表温）、発汗の程度などは、短時間で変化の程度が大きいので注意が必要である。
- そのため、予防が最も重要であることは論を待たないが、早期認識、早期治療で重症化を防げれば、死に至ることを回避できる。
- I度は**現場**にて対処可能な病態、II度は速やかに**医療機関**への受診が必要な病態、III度は採血、医療者による判断により**入院**（場合により集中治療）が必要な病態である。
- 欧米で使用される臨床症状からの分類を右端に併記する。
- III度は記載法としてⅢC、ⅢH、ⅢHK、ⅢCHKD など障害臓器の頭文字を右下に追記
- 治療にあたっては、**労作性か非労作性（古典的）**かの鑑別をまず行うことで、その後の治療方針の決定、合併症管理、予後予想の助けとなる。
- DIC は他の臓器障害に合併することがほとんどで、発症時には最重症と考えて集中治療室などで治療にあたる。
- これは、安岡らの分類を基に、臨床データに照らしつつ一般市民、病院前救護、医療機関による診断とケアについてわかりやすく改訂したものであり、**今後さらなる変更の可能性**がある。

3. 体温の調節

(1)内臓の温度とその限界

人間は、恒温動物で、身体内部（内臓）の温度はほぼ 37℃で一定に維持されています。

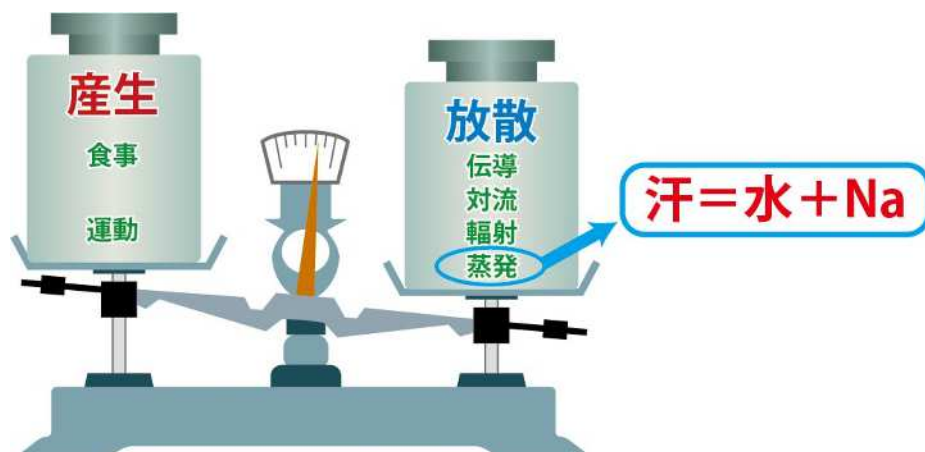
身体内部の温度は、直腸温や食道温がよく測定されますが、職場で通常はこれらの体温を測定することが難しい場合が多いのが実態です。近年、鼓膜温（耳の奥）や尿温を簡便に測定するための機器も開発されつつありますが、実際には腋^{えきか}下温（脇の下）や口内温などを測定しています。

(2)体温の平衡

人間には、身体内部の温度が 42℃にまで上がらないように調節をする機能を持っています。体温調節の中枢は、視床下部の視束前野及び前視床下部と呼ばれる部位に存在します。この中枢は、人間が意識しなくても、体内の熱の産生（食事、運動）と熱の放散（伝導、対流、輻射、蒸発）との平衡を維持しようとします（図 1）。体温の恒常性（ホメオスタシス）と呼ぶこともあります。労働や運動をしようとする際には、必要なエネルギーを産生するために体内で熱が生じます。また、食後には、栄養の分解や身体に必要な物質を産生するために熱が生じます。

これらの熱を体外に放散するために、身体が接している物体や気体に対する伝導や対流のほか、熱を放射する輻射があります。涼しい場所への移動、身体活動の中止、脱衣、送風等により体温調節を行って、短時間に多くの熱を放散するには限界があります。その場合には、最も効率的に熱を放散させることができる水分の蒸発に依存することになります。

図 1：熱の産生と放散のバランスによる体温の調節機能



(3)熱の放散の仕組み

体温が上がりそうになると、まず、心拍数が上昇するとともに体内の血液は皮膚表面に多く流れるようになり、この血流により身体内部で発生した熱が運ばれて体表面からの伝導、対流、輻射によって放散されやすくなります。その状態においても体温の上昇が続く場合には、汗腺から発汗が始まり、熱の放散量が一気に増えてきます。

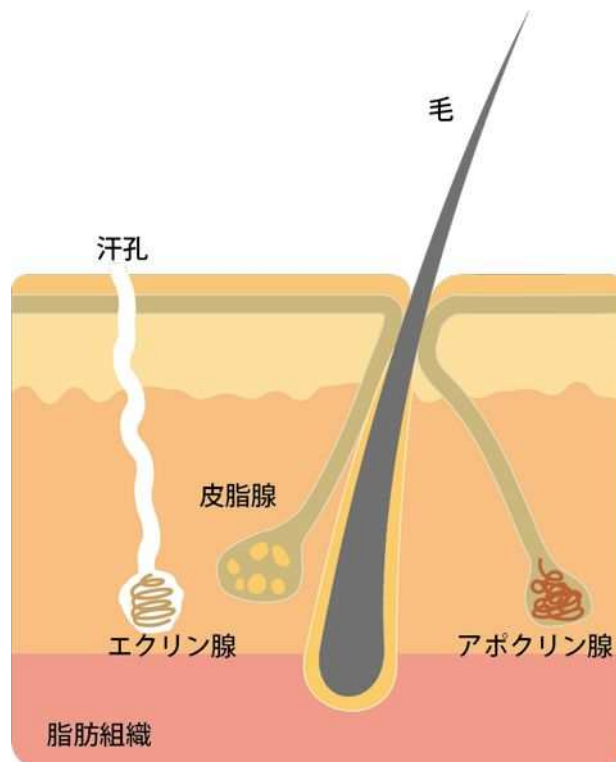
汗 100 ml をすべて皮膚表面で蒸発させることができれば、体重 70 kg の人の体温は約 1.0℃下がります。

皮下脂肪の厚い人は、皮膚表面から熱を放散する作用が弱いので、発汗に頼る傾向が大きくなります。また、湿度が高い環境においては、汗が蒸発しにくく、したたり落ちた汗も体温低下に作用しないことから、大量の発汗が続くことがあります。

(4)汗の産生

汗腺には、エクリン腺とアポクリン腺があります。このうち、暑さによって発汗が促進されるエクリン腺は、日本人では体表面に約 230 万個あると考えられています。エクリン腺は、血液の中の液体成分（血漿）を主な成分として汗を産生し、皮膚の毛根とは別の場所に開口して、皮膚表面に汗を分泌します。

図 2：汗腺の構造



(5) 放熱のまとめ

人間には、身体内部の温度を一定に維持しようとする仕組みがあります。これらの仕組みのうち最も強力に熱を放散させるものが発汗です。

気温が上昇し始めたときに、すぐに汗をかき始められる人は、後で急な大量の発汗の必要がなく、体温の異常な上昇をくいとめやすいと言えます。

(6) 暑さへの順化

人間は、暑さに多少慣れることができます。これを順化といいます。暑さへの順化により発汗までの時間が早くなり、特に、前胸部と前額部の汗がすぐに出るようになって心臓と脳の温度上昇を食い止める働きがあります。逆に、暑い環境へのばく露が中断すると、順化は失われます。

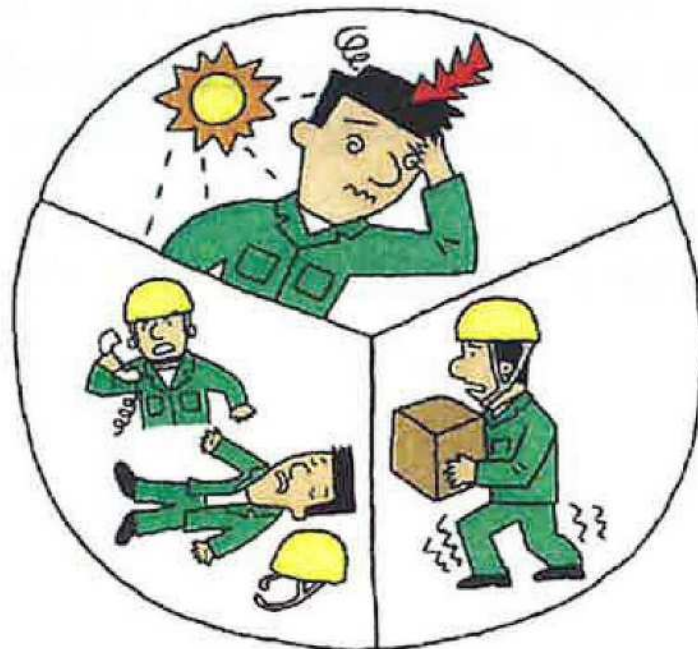
暑熱環境にさらされていない労働者は、一日に 15～20g もの食塩を発汗で失うことがあります。順化によって、一日 3～5g 程度の喪失に抑えることができます。このように、暑さに慣れてくると、体温を一定に維持する働きが向上するとともに水分や Na（ナトリウム）を失いにくくなります。

4. 体液の調節

人間の体重の 50～60%は水分で占められ、体液は常に交換されています。体内の老廃物を尿中に排泄するには最低でも 400～500 ml／日の尿が必要で、通常の生活においては 1.0 ℓ／日以上を排泄しています。また、人間が吐く息は水蒸気が多く含まれるほか、肌では感じない程度の発汗があります。したがって、一般生活において、人間は、1.0～1.5 ℓ／日の水分を失うことになり、最低、700 ml／日程度の水分を摂取する必要があります。

人間は、体液の調節に関して、心臓や頸動脈で血液量の増減を感知し、尿の産生量と口渇感の強さを調節しています。しかし、人間は、脱水状態が軽いときは口渇感を感じることはできません。また、発汗等により体内のナトリウムの量が減っても、脱水状態が軽く、血液中のナトリウムイオン (Na^+) の濃度が変化していないときは、水分及びナトリウムの不足を感じることはできません。

実際に、運動や作業の後に、口渇感に任せて水分を摂取させていても、脱水状態が完全には回復しないことがわかっています。このような場合であっても、水分やナトリウムの調節よりも体温の調節のほうが優先されますので、必要な発汗は続くことになります。



5. 職場における熱中症の特徴

(1) 熱中症を生じやすい職場の特徴

職場における熱中症の特徴として、炎天下の屋外作業や屋内作業でも炉や発熱体があることなどから、一般の環境よりも高温多湿の場所が多くみられること、業務に従事する人々は労働者自身の症状に合わせて休憩等を取りにくいこと、運動競技ほどには高い身体負荷はかからないものの身体活動が持続する時間が長いこと、そして労働安全衛生保護具の着用により体熱が放散しにくい状況になっていること、などがあげられます。

わが国において、20 世紀中ごろまでは、鉱山、紡績、金属精錬、船内作業などの職場で、熱中症が多発していました。しかし、20 世紀後半までに、労働者の栄養状態が改善し、現場が機械化され、冷房も普及してきたことなどから、熱中症は激減したと考えられていました。しかし、熱中症の概念が普及するにつれて、建設業など屋外での作業を中心に、現在も依然として熱中症が多く発生していることが明らかとなりました。

(2) 作業環境や作業の特徴

熱中症を生じやすい条件は、環境、作業、人に分けて考えることができます。

まず、熱中症が生じやすい環境とは、高温・多湿で、発熱体から放射される赤外線による熱（輻射熱）があり、無風な状態です。このような環境では、汗が蒸発しにくくなり、体温の調節には無効な発汗が増えて、脱水状態に陥りやすくなります。

熱中症が生じやすい典型的な作業とは、作業を始めた初日に身体への負荷が大きく、休憩を取らずに長時間にわたり連続して行う作業です。加えて、通気性や透湿性の悪い衣服や保護具を着用して行う作業では、汗をかいても体温を下げる効果が期待できず、熱中症が生じやすくなります。

また、梅雨から夏季になる時期で急に暑くなった作業などでも熱中症が生じやすくなります。

(3) 労働者の健康状態

実際に、熱中症が発生するかどうかには、個々の労働者の健康状態なども大きく影響します。

糖尿病については、血糖値が高い場合には尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいことに注意が必要です。

精神、神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗、体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾患等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

また、感冒等で発熱している人、下痢等で脱水状態の人、皮下脂肪の厚い人も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

6. 熱中症が発生する仕組みと症状

熱中症と呼ばれる病態には、体温はほぼ正常に維持されているが体表面の血流や発汗が増加している場合と、体温が既に上昇してしまっている場合があります。

体表面の血管が拡張した場合や脱水状態となった場合には、血圧が低下して、脳への血流量が減少します。そうすると、めまい、立ちくらみ、生あくび、顔面蒼白やほてり、冷汗、頭重、頭痛、吐き気、倦怠感、脱力感、耳鳴りなどのさまざまな症状が発現します。前述のように、このような状態を「熱失神」といいますが、以前から「熱虚脱」とも呼ばれていた病態です。

また、大量に汗をかき水分とナトリウムを失った後、水分のみを補充した場合など、血液中のナトリウム濃度が低下し過ぎると、それが筋肉の収縮を誘発して、工具を握っている手を自分では開くことができなくなったり、手足がつったりすることがあります。このような状態を「熱けいれん」と呼びます。

さらに、脱水が進行して体内の水分が慢性的に不足すると、消化液の分泌が不十分となり、消化管自体の血流が不足して胃腸障害や食欲不振が生じたり、さらには筋力の低下や脱力感を生じたりすることがあります。頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下などの症状も発現します。このような状態を「熱疲労」と呼びますが、以前から熱疲弊ともいわれていました。

体温が上昇して 40℃を超え、脳の視床下部に存在する体温の中枢にまで異常を来した状態を「熱射病」と呼びます。このような場合には、昏睡、けいれん、ショックなどの重症な症状が認められるようになり、また、横紋筋の融解、さらには肝臓・腎臓機能障害や血液凝固異常を併発していることもあり、生命の危険に陥ります。救命できても脳の障害などが残ることがあります。このような状態が認められたときには、一刻も早く、医療機関に搬送して救命処置を施す必要があります。

また、これらの熱中症の症状は、突然に重篤な症状として現れることもあります。

7. 熱中症の救急処置について

高温多湿場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知します。

作業を行っている際、自分自身が、または同僚が“熱中症になったかもしれない！”と「疑うこと」が、作業現場で行われる応急処置の第一歩です。そして、熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、救急処置として涼しい場所で体を冷やし、水分及び塩分の摂取等行います。

また、必要に応じて、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせてください。

(1) 作業現場での応急処置

作業現場での応急処置については図 3「熱中症の救急処置」(13 ページ参照)に示すとおりです。

まずは意識を確認します。例えば、「今日は何月何日ですか」「今は何時頃ですか」「あなたの名前は何ですか」「私は誰ですか」「ここはどこですか」などの質問にきちっとした“受け答え”ができれば「意識は清明である」と判断できます。

1 つでも明確に答えられなければ「意識がおかしい」と判断し、重篤なⅢ度の熱中症として扱います。この場合には救急隊を要請します。

意識が清明であっても、救急隊を呼んだ場合でも、まずは①涼しい場所に移し、②脱衣と冷却とを開始します。具体的には、以下の①と②のようにします。

① 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などへ移します。

② 衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。加えて、可能な限り露出させた皮膚・体に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当てたりします。寝かせた状態では下肢を持ち上げて下肢に分布する血液をより多く体の“内部”に集めます。意識清明でない時には、救急隊が到着する前から早々にこれらの方法を開始する必要があります。

意識が清明な場合で、上記の①、②を行いながら、水分を自力で摂取できるかどうかを判断します。ここで、もし嘔気があったり、または実際に胃の内容物を吐いたりしている場合には「水分を摂取できない」と判断します。

この場合には医療機関での点滴による水分補給を考える必要があります。ここで救急隊の要請を検討します。



嘔気、嘔吐がなく、自力で水分を摂取できるなら、水分を与えます。具体的な方法は次の③に示すとおりです。

③ 冷たい麦茶やジュース、氷水などを与えます。

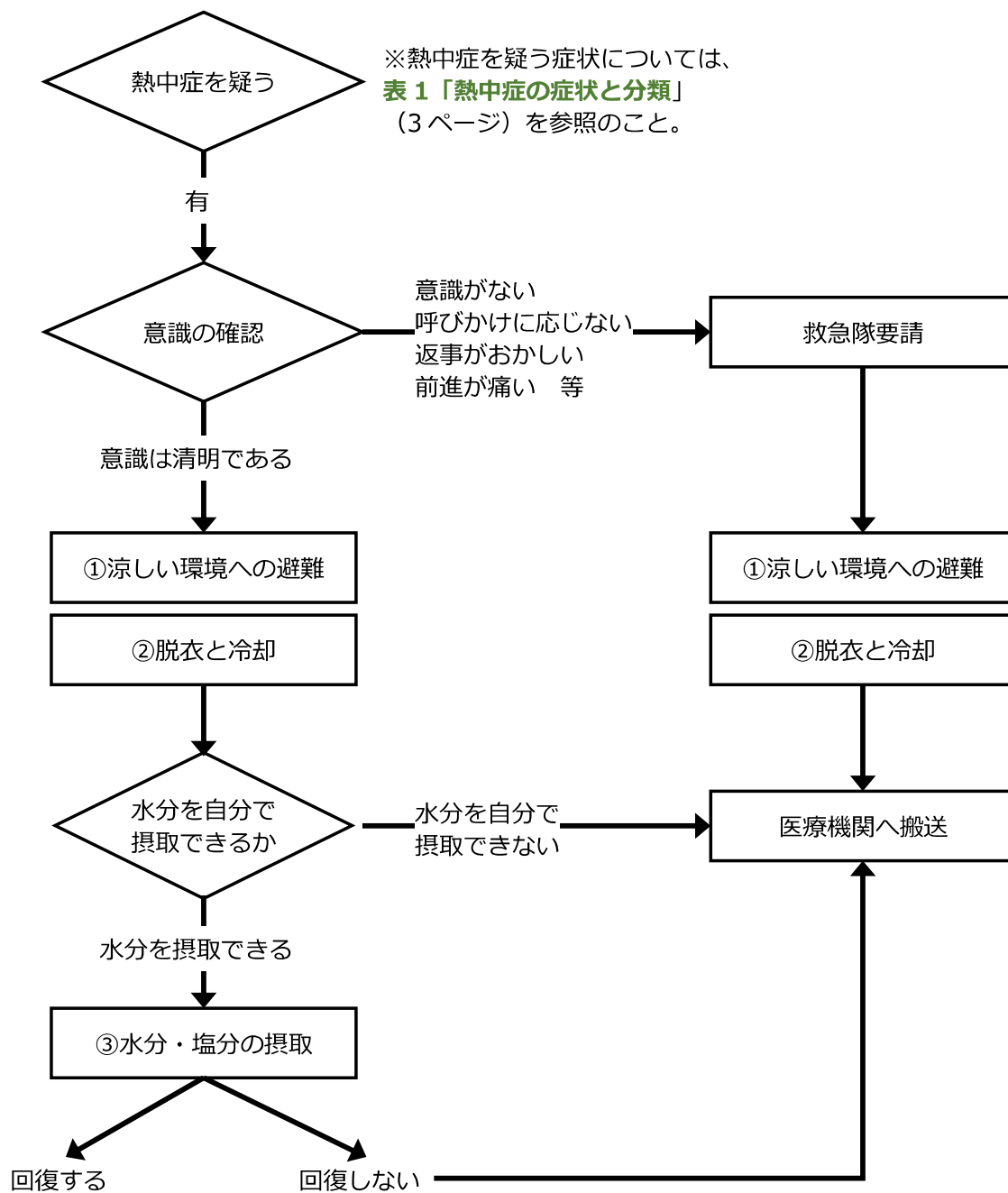
作業をしていた状況では水分のみならず、塩分も失われているとみなして、塩分を含んだスポーツドリンクや経口補水液を与えるのが簡便な方法ですが、500 mlの水に食塩ないし市販の塩化ナトリウム錠剤（1錠0.5g）で塩水を作って（28ページ「2.作業管理(3)水分及び塩分の摂取」参照）与えてもかまいません。

ここでは誰かが付き添って、患者を見守ることが重要です。もし、体調が回復しない、悪化するなどがあれば、やはり医療機関に運びます。医療機関への搬送のために救急車を呼ぶことについて躊躇するには及びません。少しでもおかしい、腑に落ちない、と感じれば救急隊を要請すべきです（13ページ参照）。また、水分を摂取させた後に、嘔吐することもないとは言えません。そのような場合には体と顔を横に向けて、嘔吐した水分などが気道（のどから気管）に流れ込む（誤嚥^{ごえん}する）ことがないように注意する必要があります。



なお、救急処置については表1「熱中症の症状と分類」（3ページ参照）に留意が必要です。

図 3：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



※上記以外にも体調が悪化する等の場合には、必要に応じて、救急隊を要請する等により、医療機関へ搬送することが必要であること。

(2) 症状と病院での救急処置

医療機関での重症度別治療内容を比較します。医療機関ではⅠ度からⅡ度、Ⅲ度となるに従って、より濃厚な治療が行われていることがわかります。

(症度分類の基準については 3 ページ **表 1 「熱中症の症状と分類」** を参照。)

表 2：症度分類別治療内容の比較

分類	外来安静	外来点滴	入院点滴	集中治療
Ⅰ度	20 件	76 件	20 件	0 件
Ⅱ度	0 件	27 件	54 件	2 件
Ⅲ度	0 件	3 件	15 件	11 件

(山之内晋、三宅康史、有賀徹、他：わが国における熱中症の現状－東京都におけるフィールドワークなどから－、日神救急会誌 17:58～63, 2004 より引用)

また、東京都医師会の調査（平成 14 年 7～8 月）や日本救急医学会の全国調査（平成 18 年 6～8 月）によれば、熱中症の患者が病院に 10 人運ばれたとすれば、5～6 人がⅠ度、2～3 人がⅡ度で、Ⅲ度は 1～2 人の割合でした。

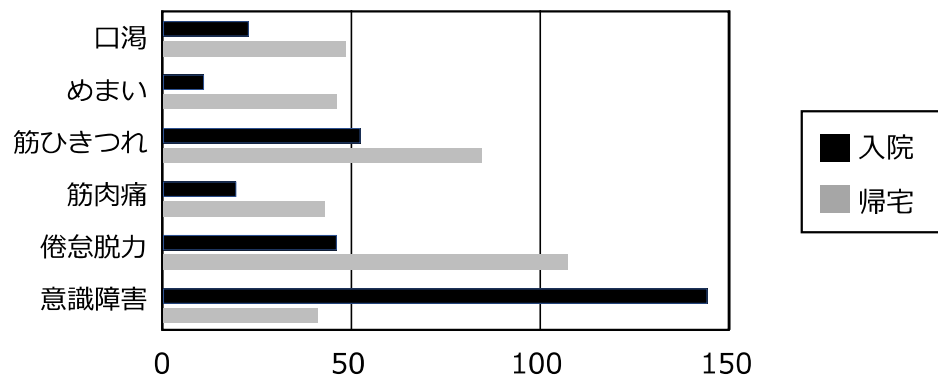
図 4 「主たる症状と医療機関搬送後の入院または帰宅の状況」（15 ページ参照）には主たる症状のそれぞれと、入院したものと帰宅できたものとが示されていますが、救急外来での治療が開始されて、その後の回復の状態によっては、Ⅱ度（倦怠・脱力感）でも帰宅できたものがあることが分かります。

ただし、Ⅲ度（意識障害）は、それ自体が入院の大きな理由となっていることも分かります。

状態が重篤な場合に、病院では直ちに急速な点滴と体の冷却を開始します。水やアルコールで湿らせたガーゼを体表において扇風機で扇いだり、胃や膀胱に冷たい生理食塩水を入れては出すことを繰り返したりします。

また、人工透析のように、体外に血液を一旦導き出して、その間にその血液を冷やして体にまた戻すなどの冷却法も行ないます。このような速やかな冷却が極めて肝要です。加えて、肝不全、腎不全などへの治療も同時に進められ、多くの場合に集中治療室での治療が主体となります。

図 4：主たる症状と医療機関搬送後の入院または帰宅の状況



(三宅康史、有賀徹、井上健一郎、他：熱中症の実態調査－Heat stroke Study 2008 最終報告－。
日本救急医学会誌 19:309～321, 2008 より引用)

8. 熱中症による災害発生状況について

(1)職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 19～28 年）

過去 10 年間（平成 19～28 年）の職場での熱中症による死亡者数、及び 4 日以上休業した業務上疾病者の数（以下、合わせて「死傷者数」という。）をみると、平成 22 年に 656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移しています。平成 28 年の死亡者数は 12 人と前年に比べ 17 人減少したものの、死傷者数は 462 人と、依然として高止まりの状態にあります。

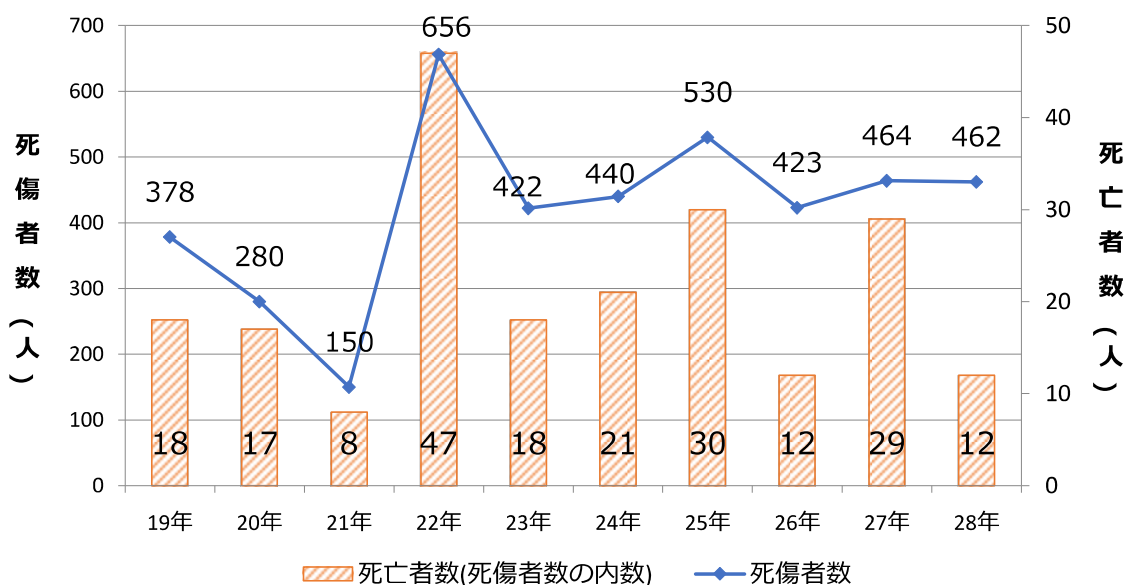
表 3：職場における熱中症による死傷者数の推移（平成 19～28 年）

（人）

19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
378	280	150	656	422	440	530	423	464	462
(18)	(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

図 5：職場における熱中症による死傷者数の推移



平成 28 年中の死亡者 12 人に関する具体的な災害事例については、[第 4 章 2.災害事例](#)(47 ページ～)を参照してください。

(2)業種別発生状況（平成 24～28 年）

過去 5 年間（平成 24～28 年）の業種別の熱中症による死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約 5 割がこれらの業種で発生しています。なお、平成 28 年の業種別の死亡者をみると、建設業が最も多く、全体の約 6 割（7 人）が建設業で発生しています。

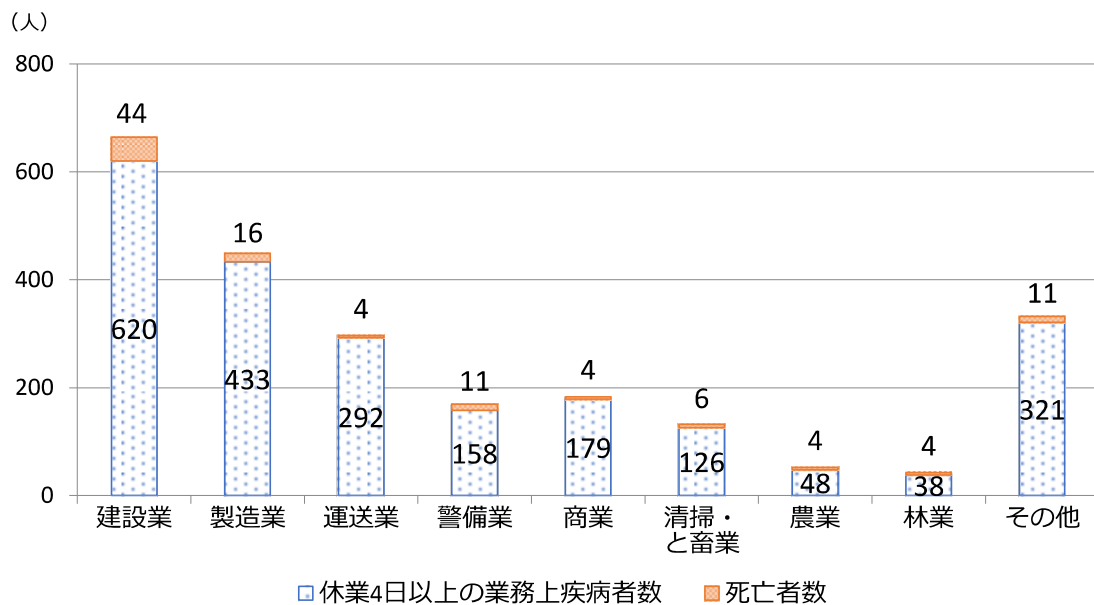
表 4:熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 24～28 年）

(人)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
平成 24 年	143 (11)	87 (4)	43 (0)	27 (2)	35 (0)	28 (1)	7 (0)	6 (2)	64 (1)	440 (21)
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成 28 年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
計	664 (44)	449 (16)	296 (4)	169 (11)	183 (4)	132 (6)	52 (4)	42 (4)	332 (11)	2,319 (104)

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

図 6：熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 24～28 年計）



(3) 月別発生状況（平成 24～28 年）

過去 5 年間（平成 24～28 年）の月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約 9 割が 7 月および 8 月に発生しています。

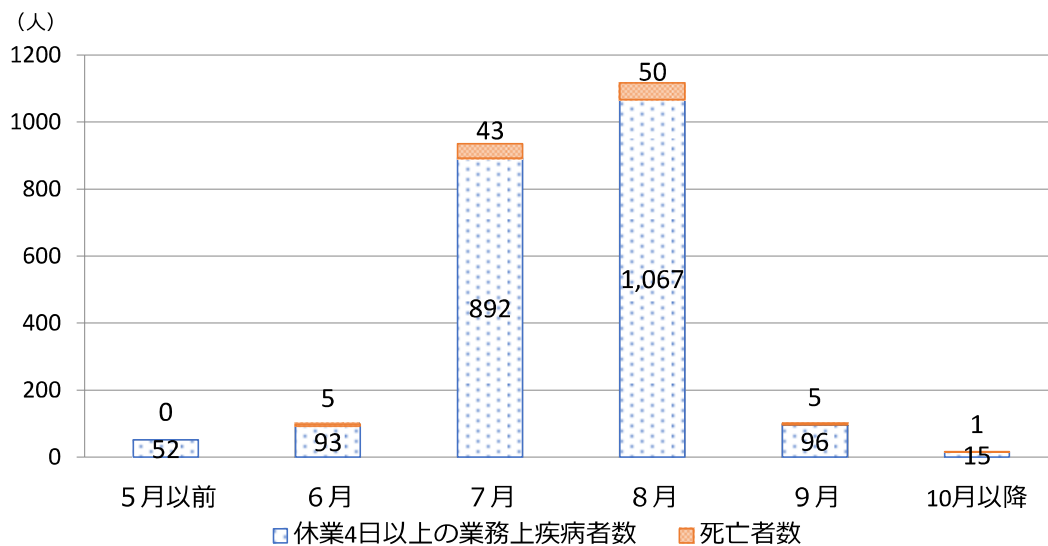
表 5：熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 24～28 年） (人)

	5月 以前	6月	7月	8月	9月	10月 以降	計
平成 24 年	3 (0)	6 (0)	194 (11)	202 (9)	35 (1)	0 (0)	440 (21)
平成 25 年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成 26 年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成 27 年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成 28 年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
計	52 (0)	98 (5)	935 (43)	1,117 (50)	101 (5)	16 (1)	2,319 (104)

※「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

図 7：熱中症による死傷者数の月別の状況（平成 24～28 年計）



(4)時間帯別発生状況（平成 24～28 年）

過去 5 年間（平成 24～28 年）の時間帯別の熱中症による死傷者数をみると、14～16 時台に多く発生しています。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見されます。

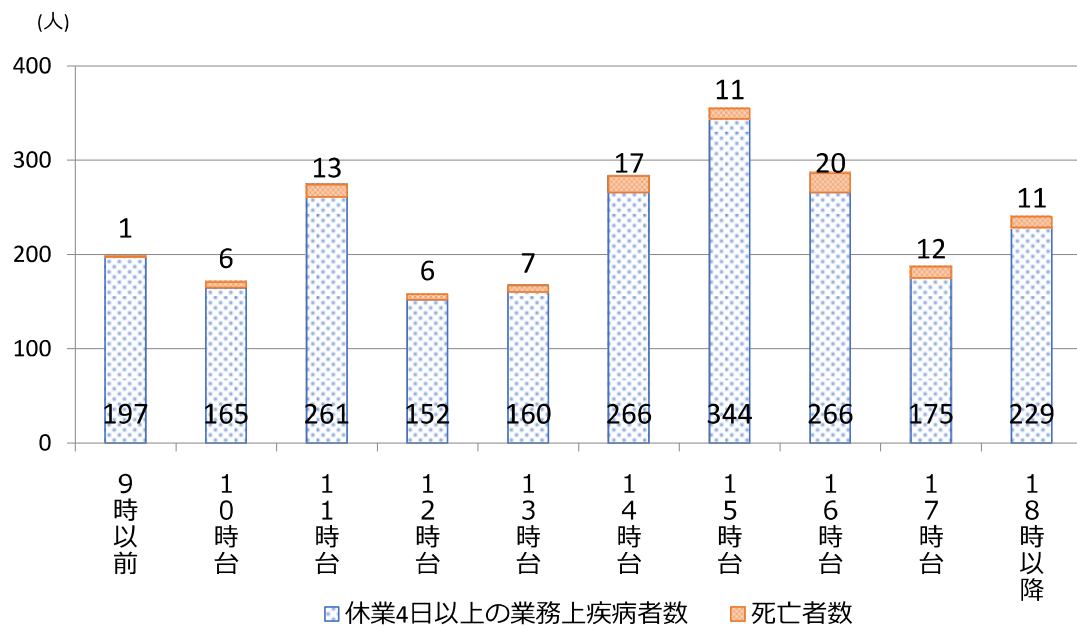
表 6：熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成 24～28 年） (人)

	9 以 前 時 台	10 時 台	11 時 台	12 時 台	13 時 台	14 時 台	15 時 台	16 時 台	17 時 台	18 以 降 時 台	計
平成 24 年	39 (0)	34 (3)	60 (4)	35 (2)	31 (1)	53 (2)	67 (2)	50 (3)	31 (1)	40 (3)	440 (21)
平成 25 年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成 28 年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
計	198 (1)	171 (6)	274 (13)	158 (6)	167 (7)	283 (17)	355 (11)	286 (20)	187 (12)	240 (11)	2,319 (104)

※「9 時台以前」は 0 時から 9 時台まで、「18 時台以降」は 18 時から 23 時台までの合計。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数。

図 8：熱中症による死傷者数の時間帯別の状況（平成 24～28 年計）



(5)作業開始からの日数別発生状況（平成 24～28 年）

過去 5 年間（平成 24～28 年）の、作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の死亡者数をみると、全体の 5 割が「高温多湿作業場所」^(※) で作業を開始した日から 7 日以内に発生しています。

(※) 高温多湿作業場所：基本通達（平成 21 年 6 月 19 日付け）でいう、WBGT 基準値を超え、または超えるおそれのある作業場所。

表 7:熱中症死亡者の作業開始日から熱中症発生日までの作業日数別の状況（平成 24～28 年）

(人)

作業日数	初 日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	10 日 目 以 降	計
平成 24 年	4	8	0	2	0	1	1	0	0	5	21
平成 25 年	3	3	1	0	1	2	0	0	2	18	30
平成 26 年	1	3	2	0	0	0	0	1	0	5	12
平成 27 年	6	6	1	1	1	0	0	0	0	14	29
平成 28 年	3	2	3	0	0	1	0	0	0	3	12
計	17	22	7	3	2	4	1	1	2	45	104

第2章 WBGT 指数計の配備と使用

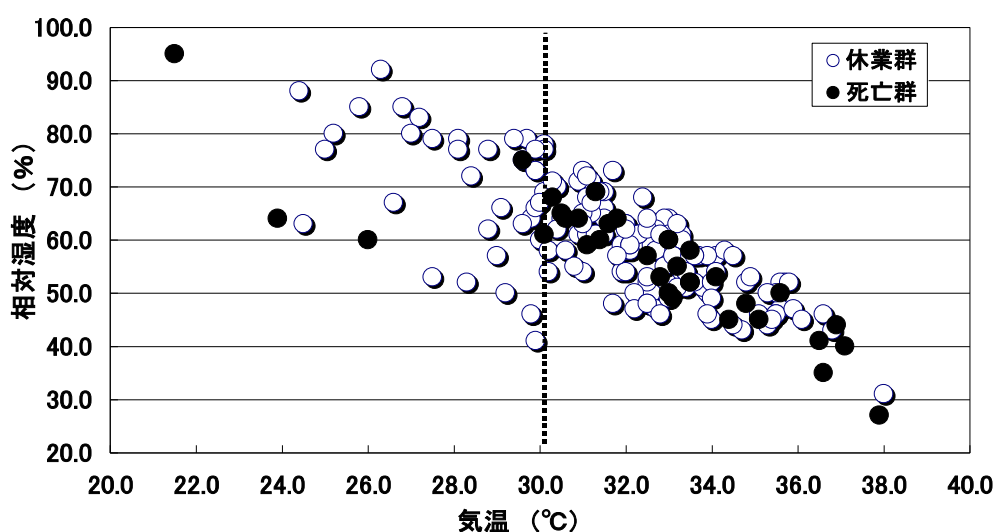
1. 熱中症発生のリスク因子

熱中症を予防するためには、作業場所が熱中症のリスクが存在する暑熱環境であるかを客観的に評価することが重要です。

熱中症のリスクが存在する暑熱環境であるかどうかを評価するには、気温の測定のみでは不十分です。屋外作業での熱中症発生時の気象条件を調べた結果の例（図1）では、気温が30℃を超えると熱中症発生件数が急増していますが、30℃より低くても相対湿度が高い場合には熱中症が発生していることが分かります。気温21℃という高温とはいえない環境でも95%という高湿度環境で死亡災害が発生しているのです。さらに熱中症の発生には湿度だけでなく、輻射熱（放射熱）と空気の流れ（風速）も大きく影響します。一方で、比較的冷涼な環境でも、激しい身体活動を行ったり厚着をしすぎたりすると、暑くて汗をかくことがあるように、身体作業強度や作業服の保温力・断熱性能も重要な因子となります。

このように、作業場所が熱中症発生リスクの存在する暑熱環境であるかどうかを知るためには、気温のみならずその他のリスク因子（湿度、輻射熱（放射熱）、風速、身体作業強度、作業服の熱特性など）に留意し総合的に評価することが極めて重要となります。

図1：熱中症発生時点の気温と湿度



（澤田晋一、福田秀樹：夏季屋外作業による熱中症発生時の屋外気象条件、産業衛生学雑誌、第44巻、p278, 2002）

2. WBGT 指数計の配備と WBGT 値による熱中症発生リスクの評価

作業場所が熱中症のリスクが存在する暑熱環境であるかどうかを客観的に評価するためには、前述のように気温だけでなく湿度、風速、輻射熱（放射熱）、身体作業強度、作業服の熱特性を考慮する必要がありますが、そのためにはこれらの因子をすべて考慮した WBGT（湿球黒球温度）指数を活用することが有用です。

WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位：℃））指数は、暑熱環境における熱ストレスのレベルの評価を行うことにより熱中症の発生リスクの有無をスクリーニングする指標であり、日本では暑さ指数とも呼ばれています。作業場所に、写真のような WBGT 指数計を配備する等により、WBGT 値を求めることが望まれています。

WBGT 指数計の例



黒球温度計

自然湿球・乾球温度計



据え置き型 WBGT 指数計



ハンディ型 WBGT 指数計

WBGT 値の測定器（上写真／中央）は気温、自然湿球温、黒球温を測定することにより、気温のみならず湿度、輻射熱（放射熱）、風速の影響も評価できます。この機器は、気温、自然湿球温、黒球温を連続測定してデータ記憶機に取り込み WBGT 値を算出します。WBGT 値をリアルタイムで算出し記録できる（上写真／右）ハンディータイプの測定器も市販されています。温度計と黒球があれば、自作（上写真／左）することも可能です。

なお、以上の WBGT 指数計については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを配備しておきます。また、輻射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておきます。ただし、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格（JIS 規格）に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外炎天下や輻射熱がある作業場所においては、WBGT 値（暑さ指数）が実際より

も低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備してください。

WBGT 値は、自然湿球温度 (t_{nw})、黒球温度 (t_g)、気温 (t_a) の測定値から、太陽照射のない場合は次式 (1) により、太陽照射のある場合は次式 (2) により求められます。

$$\text{WBGT 値} = 0.7t_{nw} + 0.3t_g \quad (1)$$

$$\text{WBGT 値} = 0.7t_{nw} + 0.2t_g + 0.1t_a \quad (2)$$

作業服として長袖シャツとズボンといった通常の作業服等ではなく、表 1 に記載されたような特殊な作業衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式 (1) 又は (2) により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1 に掲げる衣類の組み合わせに対応した WBGT 補正値を加える必要があります。

このようにして求められた WBGT 値にもとづいて、ISO 7243 は、身体作業強度別、暑熱順化の有無、気流の有無により、**表 2 「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」** (24 ページ参照) の 14 通りの WBGT 値による暑熱許容基準値を提示しています。**表 2 WBGT 熱ストレス指数の基準値表** に示した WBGT 基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、それ以下の暑熱環境にばく露されてもほとんどの者が熱中症を発症する危険のないレベルに相当するものとして設定されています。厚生労働省の平成 17 年 7 月 29 日基安発第 0729001 号通達は、ISO 7243 に準拠し、WBGT 値の活用を促しています。

例えば、表 2 に示したように重い荷物の荷車や、手押し車を押したり引いたりする作業や、コンクリートブロックを積む作業は、代謝率の高い重作業に相当します。そのような作業を暑さに馴れた作業者が気流を感じる作業場で行う場合は、WBGT の許容基準値は 25℃であり、この値を超えていなければ熱中症のリスクは小さいが、この値を超えていたらいつでも熱中症が発生する恐れがある暑熱環境であると判断します。

表 1 衣類の組み合わせにより WBGT 値に加えるべき補正値※

衣類の種類 (℃)	WBGT に加えるべき補正値
作業服 (長袖シャツとズボン)	0
布 (織物) 製つなぎ服	0
二層の布 (織物) 製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

(ACGIH 2008 化学物質と物理因子の TLVs より引用)

※上記の補正値は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服には適用できない。重ね着の場合に、個々の補正値を加えて全体の補正値とすることはできない。つなぎ服には軽い下着の着用が想定されており、二重の重ね着などの場合はこの補正値は適用できない。

表2 WBGT 熱ストレス指数の基準値表（各条件に対応した基準値）

区分	例	WBGT 基準値					
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C			
0 安静	安静	33		32			
1 低代謝率	楽な座位；軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け)；腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) 立位；ドリル(小さい部分)；フライス盤(小さい部分)；コイル巻き；小さい電気巻き；小さい力の道具の機械；ちょっとした歩き(速さ 3.5 km/h)			30 29			
2 中程度代謝率	継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)；腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む)；軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする；3.5～5.5 km/h の速さで歩く；鍛造			28 26			
3 高代謝率	強度の腕と胴体の作業；重い材料を運ぶ；シャベルを使う；大ハンマー作業；のこぎりをひく；硬い木にかなをかけたりのみで彫る；草刈り；掘る；5.5～7 km/h の速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。			気流を感じないとき	気流を感じる時	気流を感じないとき	気流を感じる時
				25	26	22	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでとても激しい活動；おのを振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を登る、走る、7 km/h より速く歩く。			23	25	18	20

注1 日本工業規格 Z 8504、1999 年（人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」日本規格協会刊を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成した。

注2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 1・表 2 で明らかなように、WBGT 値の測定評価にあたっては、作業現場が“暑い日”に限らず、身体作業強度が“大”である時に加え、放熱しにくい特殊な作業服を着用する時にも、その要因を加味して熱中症発生リスクを判断する必要があります。

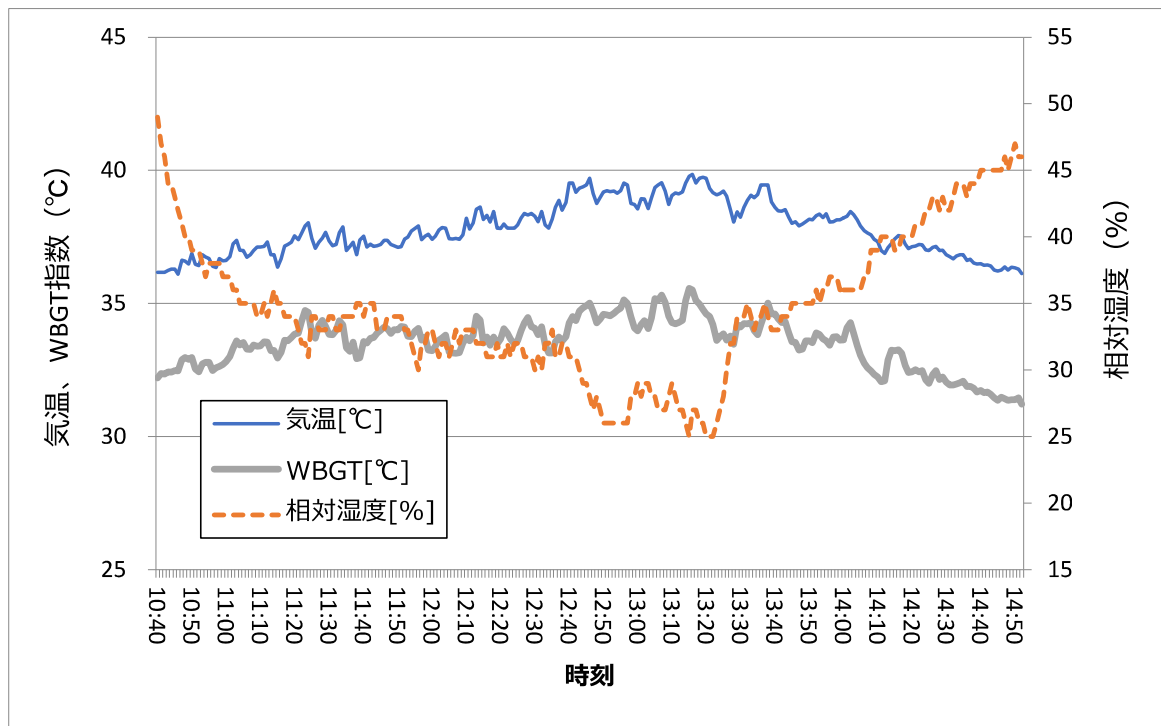
作業場所に、前述の WBGT 指数計を設置する等により、作業中の WBGT 値の変動を測定評価しますが、WBGT 予報値、熱中症予報等により、事前に WBGT 値がその基準値を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定することが望まれます。特に建設業や警備業等は製造業と労働環境が大きく異なり、天候や作業現場の状況が変化するため、測定場所・時間等を考慮してこまめに測定することが必要です。

表 1 を加味した WBGT 値が、**表 2** の基準値を超える又は超えていると考えられる状況となった場合には、その作業場所は熱中症の発生リスクが存在すると判断して、**第 3 章**に記載された予防対策を、作業環境管理、作業管理、健康管理の観点から実施できることは可能な限り実施してください。

3. WBGT 値による作業現場の暑熱環境の評価

作業現場の暑熱ばく露実態を把握するために、8月上旬に実施した東京の建設現場における測定結果を例示します。

図 2：建設現場作業時の WBGT 値の変動



当日は東京でも猛暑日となりましたが、気温は作業開始時の 10 時半過ぎ頃には 35℃を超え、日中は 36～39℃前後で推移していました。建設現場における作業には、**表 2「WBGT 熱ストレス指数の基準値表（各条件に対応した基準値）」**（24 ページ参照）に示す作業の内、様々なものが行われていることが考えられます。

測定時間帯の WBGT 値は常に 30℃を超えており、低代謝率の作業はもちろん安静時の許容基準をも頻繁に超えている状態です。

建設現場では低代謝率の作業のみではなく、それ以上の代謝率の作業が多く存在するため、熱中症のリスクは夏期においては常に高い状態であると言えます。

建設業だけでなく、屋外での作業が中心となる業種や、大きく負荷のかかる作業を伴う業種など、熱中症のリスクが高い業種は数多くあるため、夏期には多くの現場において WBGT の基準値を超えた状態であることが見込まれます。

第3章 熱中症の予防と対策

1. 作業環境管理

(1) WBGT 値の低減等

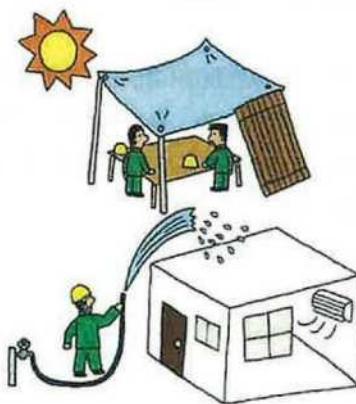
次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めてください。

- ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けます。
- イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けます。また、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討します。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意してください。
- ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けます。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいところです。

(2) 休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めてください。

- ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所や日陰等の涼しい休憩場所を設けます。また、当該休憩場所は臥床することのできる広さを確保します。
- イ 高温多湿作業場所又はその近隣に、氷、冷たいおしぼり、作業場所の近隣に、水風呂、シャワー等、身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備等を設けます。
- ウ 水分及び塩分の補給が定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水の備え付け等を行います。



2. 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更することなどの熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めてください。

(2) 熱への順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化（熱に慣れ当該作業に適応すること）の有無は、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましいところです。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、また、長期間、当該作業での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は熱に順化していないことに留意が必要です。

熱への順化期間を設ける場合の例としては、作業を行う者が順化していない状態から、7日以上かけて熱にばく露する時間を次第に長くすること（熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われること）などがあります。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ることが必要です。特に、加齢や疾患によっては脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意してください。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させることが必要です。

定期的な水分及び塩分の摂取については、作業強度等に応じて必要な摂取量等は異なりますが、WBGT 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水又はナトリウム 40～80 mg /100 mlのスポーツドリンク又は経口補水液等を、20～30 分ごとにカップ 1～2 杯程度は摂取することが望ましいところです。

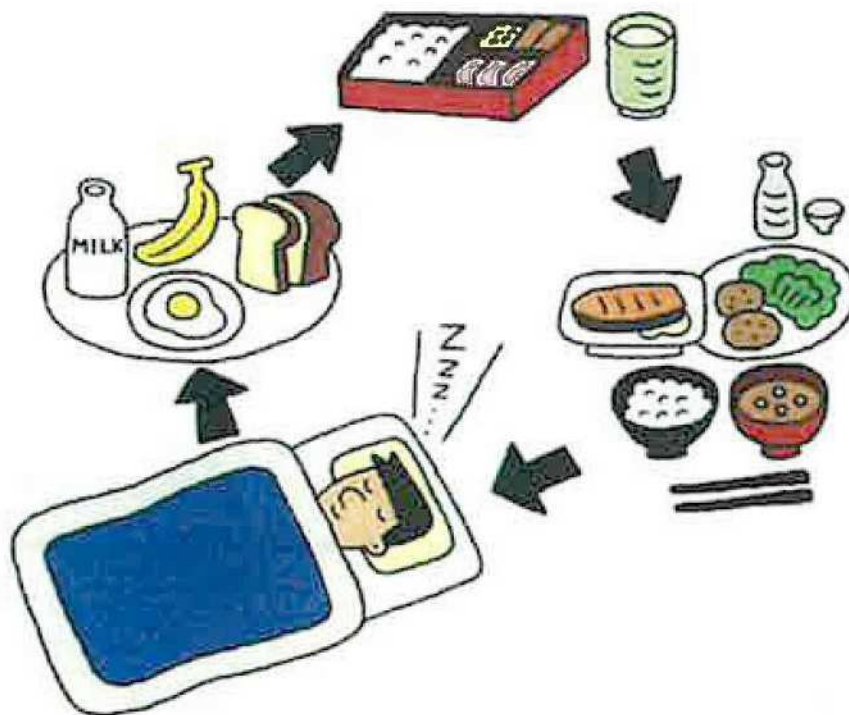
(4) 服装等

熱を吸収し保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させます。また、これらの機能を持つ体を冷却する服の着用も望ましいところです。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させます。

(5) 作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行ってください。



3. 健康管理

(1)健康診断結果等に基づく対応

熱中症を予防するためには、健康診断結果などに基づく就業場所の変更等の対策も重要です。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条及び第 45 条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定及び既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置の実施を講じることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ってください。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じてください。

次に熱中症の発症に影響を与えるおそれのある主な疾患について説明します。

●糖尿病

血糖値が高いときは、血液が濃縮された状態で、身体のバランスをとるために多量の水分が必要になります。また、尿に糖が漏れ出してしまう状態では、糖と一緒に水分も尿に出てしまいます。そのため、糖尿病の患者は常に喉が渇き水分を多く欲しがり、尿量が多くなることがあります。

このため、糖尿病は自覚症状がなくても血糖値が上がっていることが多く、十分な水分補給がないまま、知らないうちに脱水状態になっていることが多く見られますので、糖尿病の労働者の高温多湿作業場所における作業においては十分な注意が必要です。

●高血圧症、心臓病や腎臓病

高血圧症や心疾患で治療している場合には、体内に水分がたまり心臓の負担を軽減するため、水分を体外に強制的に排泄する利尿剤を内服していることがあります。利尿剤で脱水状態になっているほか、ナトリウムも一緒に排泄する作用により熱中症になりやすい状態となっていることがあります。

なお、利尿剤を必要とする病態は水分や塩分の補給に制限があることが多く、熱中症を回避する行動が取りにくいことがあります。血管を広げる薬を内服している場合は軽度の脱水でも一過性の脳虚血（立ちくらみ等）を起こしやすくなります。

また、慢性腎不全があると水分や塩分の尿中排泄量のコントロールが不適切になることがあります。高血圧・心疾患や腎不全で治療中の労働者の場合は高温多湿作業場所における作業においては十分な注意が必要です。

●その他（皮膚疾患、精神・神経疾患）

広範囲の皮膚疾患があると、発汗がうまくいかず体温調節に支障を来たすことがあります。精神疾患があると、自律神経のコントロールがうまくいかない場合には体温調節に支障を来たすことがあります。また、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調節が阻害されるおそれがあります。皮膚疾患や精神疾患で治療中の労働者については高温多湿作業場所での作業は十分な注意が必要です。



(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うことも必要です。これを含め、労働安全衛生法第 69 条に基づき健康の保持増進のための措置に取り組むよう努めてください。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患で治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導することが必要です。

次に、労働者の健康状況等の確認のポイントは以下のとおりです。



① 風邪気味など体調不良ではないか？

風邪気味だと鼻が詰まって就寝中に口で呼吸することが多く、外気に接する粘膜面積が増えて不感蒸泄量が増えることがあります。

また、発熱があると就寝中に汗を余計にかくことで、やはり不感蒸泄量が増えることがあります。

さらに、下痢や嘔吐があると身体に必要な水分が失われてしまいます。特に、下痢や嘔吐は塩分（ナトリウム）など電解質も失われてしまいます。

これらの体調不良時は、体内の水分や塩分が喪失するため、普段よりも脱水状態が著しくなり、熱中症になりやすいといえます。



② 前日に飲酒が多くなかったか？

大量に飲酒した翌日の起床時には、いつも以上に喉が渇いています。アルコールはその分解に水分を使うことに加え、尿を多く出す作用（利尿作用）があります。前日に飲酒量が多かった時は、翌日の起床時には、普通よりも脱水状態になっており、十分な注意が必要です。



③朝食を抜いていないか？

一般的に、起床時に既に脱水状態になっているので、その改善には起床後に水分を摂ることが重要です。

朝食をしっかり摂ると水分だけでなく塩分も摂ることができます。もちろん糖質やたんぱく質やビタミン類も含まれています。

米食は水分が多く含まれており、主成分のでんぷん質は体内で分解されて最終的に水分と二酸化炭素になります。朝食を摂ることで朝から水分を補うと、その後の暑熱作業などで体温を下げる効果がある汗も出やすくなります。また朝食は汗で失う塩分をあらかじめ補っておくことにもなります。

暑い日が続くといわゆる夏バテになり、朝食を摂らない人が増加する傾向があります。特に熱中症となる危険性がある作業に従事する予定の人は、必ず朝食を摂ることが重要です。



④寝不足ではないか？

睡眠は脳や身体を休息させる大切な役割があります。その脳が疲労したままですと働きが鈍くなり、注意力や集中力が低下するとともに、暑熱にさらされた身体の体温コントロールが難しくなって熱中症に罹りやすくなる可能性があります。

「寝不足の日の前夜は熱帯夜で寝苦しかった」という場合も考えられます。そのような場合は就寝中の発汗量が多く、また普段よりも起床時の脱水状態が著しく、熱中症に罹りやすくなります。

また、無理に起きているために夜間に利尿作用を持つコーヒー・紅茶・緑茶などカフェインを含む嗜好品を多く取ることがあります。そのような場合の翌朝には普段以上に脱水状態となっている可能性があります。



(3)労働者の健康状態の確認

暑熱や直射日光にさらされることが予想される作業などに従事する場合は、熱中症になる危険性があり、作業開始前に労働者の健康状態の確認を行うことが必要です。この作業前の確認は、働く人が自ら行うことのみならず、事業者が作業させる際に、事業者も行うことが必要です。

また、作業中は巡視を頻繁に行ない、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認します。複数の労働者による作業においては、労働者がお互いの健康状態について留意させ、体調を伝えあうことが必要です。体調のチェックリストなどを作成することも効果的です。

特に、周囲に人がおらず 1 人で作業を行うことになる労働者には、入念な事前確認が必要になります。

①高齢者と初めての作業従事

加齢にともない、体内の水分の割合や感覚機能が低下して喉の渇きを感じにくくなります。高齢者は水分不足に陥りやすいことを十分に配慮して、のどが渇かなくても定期的に水分を摂らせます。

特に、高齢者、初めて作業に従事する者等については、脱水状態でも自覚症状が少ない場合があるので、十分な水分・塩分の定期的な補給についての指導が必要です。



②高湿度や高負荷の作業

高温であるか否かに限らず湿度が高いと、汗が蒸発せず身体から熱を放散できない事態が起こります。汚染物質の除去などで不浸透性の保護衣を着ていると、体内で発生した熱を逃がせなくなります。肥満者が階段昇降を繰り返すなど自重による負荷が大きい場合も体内での熱産生が増えます。



③自発的脱水

作業などで大量に発汗した際に、塩分が含まれていない飲料を飲むと、脱水状態が改善しないことがあります。

その理由は、大量の水分と塩分が減った状態に水だけを補給すると、**図 1**のように元の体液量に戻る前に体液の濃度が正常化して飲水欲求が止まるからです。そのため、発汗で失われた体液量が回復しないままに喉の渇きが消失し、自覚症状もなく、その後に高温多湿作業場所の作業を継続すると、脱水状態が進行することになります。これを自発的脱水といいます。

自発的脱水を予防するためには、水分だけではなく塩分も併せて補給することが必要です。スポーツドリンクを飲むのは便利ですが、種類によってはナトリウムが含まれていないものがあります。また、スポーツドリンクによっては糖分が多いものは血液が体液よりも濃くなるので、作業の合間に飲む場合は注意が必要です。

飲む前に成分と含有量を確認してください。

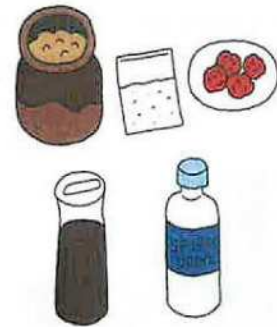
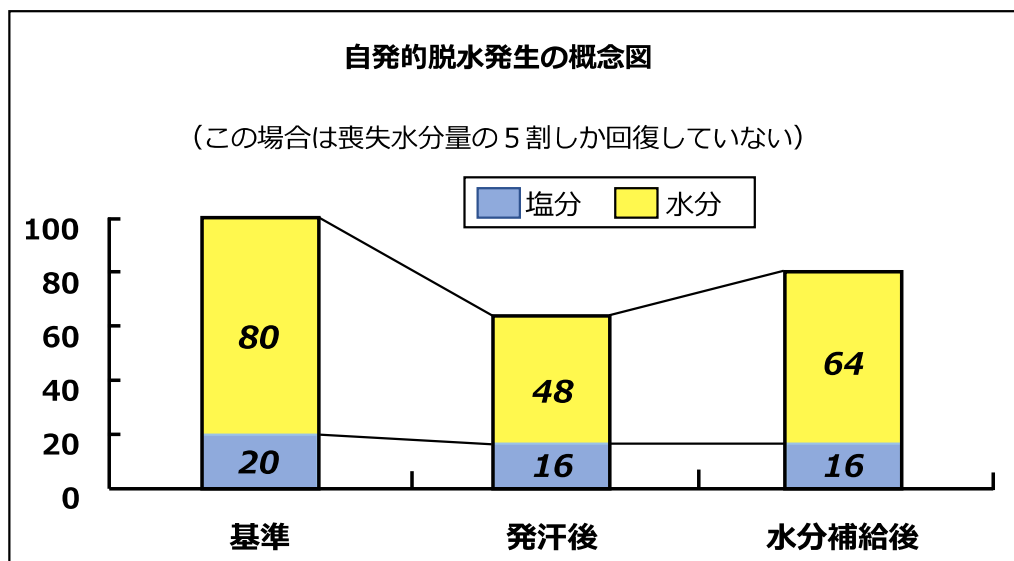


図 1：自発的脱水発生概念



(新日鐵、宮本)

④自覚症状が出る前の定期的な水分・塩分の補給

脱水状態の自覚症状には「喉が渇く」、唾液分泌が減少することで起こる「口腔内の乾燥感」、「尿量の減少」、「体温や心拍数の増加」などがあります。しかし、これらは脱水による体重減少が2～5%になると自覚されるものであり、自覚した時には相当の脱水状態になっています。さらに脱水が進むと、発汗量が減少することによる「皮膚の乾燥」、「視力や聴力の低下」、「脱力感」、「倦怠感」などを自覚するようになります。

このレベルに至ると相当に危険であり、「意識喪失」を来すこともあります。脱水による体重減少が10%を超えると、もはや体温調節ができず死に至る危険性が高くなります。作業前の体重から1.5%を超える減少があれば危険といわれています。

このようなことから、熱中症の予防のためには自覚症状がなくても、定期的に水分・塩分の補給が必要です。発汗は流れ落ちたり蒸発したりするため、この量の把握は通常困難であり、発汗量に応じた水分・塩分の摂取は困難です。また、作業開始前後にも摂取することが必要です。

具体的な水分・塩分の摂取については「[2.作業管理 \(3\)水分及び塩分の摂取](#)」（28 ページ）を参照して下さい。



～基礎知識～ 人間は寝ている間にも水分が減る

就寝直前の体重は起床直後よりもわずかに減っています。これは汗腺からの水分蒸発や呼気に含まれる水分などによる減少です。通常の室温で平熱の人だとすると、その人の体重を考慮して、おおむね 0.5 ml/kg/時間 程度になります。これは体重 60 kg の人が6時間寝たら $0.5 \times 60 \times 6 = 180 \text{ ml}$ の水分が失われることになります。さらに起床後は寝ている間に溜まった尿を排泄します。これは起きている時と同じくらいの量とすると、およそ 1 ml/kg/時間 となり、体重 60 kg の人が6時間寝た場合 $1 \times 60 \times 6 = 360 \text{ ml}$ の水分が尿になるわけです。合計すると、普通に寝ているだけでも、約 500 ml もの水分が身体から失われていることになります。つまり起床時はすでに少し脱水状態になっています。



水分等摂取状況を確認するためのチェック表の例を添付しました。
作業内容にマッチしたチェックリストを作成され、活用されることが望めます。

[illegible]

注 1. 使用時には事業者が事業場、作業場及びシート番号を記入してください。

注 2. 作業者は欄内に、注 3 の例に従って水分等の摂取時刻、種類、量を記入してください。

注 3. 例：時間は 9 時 40 分、種類はスポーツドリンク、量はカップ 2 杯の場合：940、A2 と記入してください。

(4)身体の状況の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を置き、必要に応じて、体温、体重その他身体の状況を確認できるようにすることが望ましいところです。

熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候等には、心機能が正常な作業者については1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温にもどっていない場合、作業開始前の体重より1.5%を超えて減少している場合、作業強度のピークの1分後の心拍数が1分間当たり120以下にもどらない場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、又は意識喪失等の症状が発現した場合などがあり、必要に応じて、心拍数、体温等の身体の状況を確認することが望ましいところです。



(5) 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うことが必要です。

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急措置
- (4) 熱中症の事例

なお、(2)の事項には、本章の WBGT 値（暑さ指数）、作業環境管理、作業管理、健康管理等が含まれます。

第 4 章 具体的な対策・災害事例

1. 予防対策事例

熱中症を予防するための対策及び発症した際の処置について事例を紹介します。

(1) 事前の予測

熱中症は、高温多湿な環境下での作業において発症することが多く、その予防のためには温度・湿度・WBGT 値を測定し、その値に注意することや、気象条件から推測される熱中症発症予測の活用が便利です。最近では、日本気象協会及び環境省がホームページ上で熱中症予測を発表しており、これをプリントアウトし朝礼時に周知したり、写真 1 のように朝礼広場等へ掲示したりしています。

- 日本気象協会熱中症予防情報アドレス：

<https://tenki.jp/heatstroke/>

- 環境省熱中症予防情報サイトアドレス：

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症のおそれのある現場では、事前予測結果を参考にして休憩回数を増やしたり、作業時間を短くしたりするなどの作業管理を行っています。

写真 1：朝礼広場への熱中症予報の掲示



(2) 現場での健康状態の確認

熱中症は労働者の体調も大きく関係しています。事業者は、前夜の睡眠時間、前日の疲労回復状況、朝食の摂取の有無などについて、作業前の朝礼時に「体調チェックリスト」によりチェックしています。

チェックの結果、熱中症発症の可能性のある労働者がいる場合は、事業者は負荷の小さい作業に替えるなどの対応を取っています。次頁に労働者が自らの体調をチェックするための「体調チェックリスト」の例を示します。

熱中症に関する健康状態自己チェックシート									
工事名：					所属会社：				
					氏名：				
●この「チェックシート」は、作業員の方が各自で毎日体調をチェックするための「チェックシート」です。 ●朝礼時と休憩時に、体調をチェックしてください。 ●休憩時のチェックで症状が認められる方は、すぐに職長又は職員に申し出てください。 ●職長は各作業員の方のチェックシートを見て、早目の対応に努めてください。									
区分	No.	チェック項目	／		／	／	／	／	／
朝礼時チェック		以下の人は熱中症にかかりやすい人です。							
	1	高齢者（65歳以上の人）である。							
	2	心筋梗塞、狭心症などにかかったことがある。							
	3	これまでに熱中症になったことがある。							
	4	高血圧である。							
	5	ふとっている。							
	6	風邪を引いて熱がある。							
	7	下痢をしている。							
	8	二日酔いである。							
	9	朝食を食べなかった。							
	10	寝不足である。							
休憩時チェック		以下の人は熱中症にかかっている人です。							
	重症度Ⅰ	11	めまい、立ちくらみがする。						
		12	ふいてもふいても汗が出てくる。						
		13	手足や体の一部がつる。						
	重症度Ⅱ	14	頭がズキンズキンと痛い。						
		15	吐き気がする。						
		16	体がだるい。						
		17	判断力・集中力が低下する。						
	重症度Ⅲ	18	意識が無い。						
		19	体がけいれんする。						
		20	体温が高い。						
21		呼び掛けに反応していない。							
22		まっすぐに歩けない。走れない。							
●熱中症の判断の目安として、体温と脈拍を測る方法があります。以下の値以上であれば、熱中症の可能性あります。 ●熱中症の疑いがある場合は、速やかに医師の診断を受けてください。									

(3) 熱中症に関する教育の実施

熱中症に関する教育は重要です。労働者自ら又は労働者同士が熱中症の予防に自発的に取り組む効果も期待できます。

写真 2 は、熱中症教育に使用している資料の一例です。

写真 2 : 熱中症教育資料例



(4) 作業環境の整備

建設業における作業現場では、作業環境の整備を工夫することで熱中症予防対策を実行している現場があります。

これらの事例を以下に列記します。

○現場詰所に、エアコン、冷水機、製氷機、シャワーを設置しています。



写真 3 : 休憩所に設置したエアコン



写真 4 : 冷水機



写真 5 : 製氷機



写真 6 : 簡易シャワー室

○現場詰所に畳を敷き、休憩時間に涼しい場所で横になれるようにしています。

○屋外の作業場所付近にテントを設置し日陰を作ります。

○仮設トイレの屋根上にスダレを張り、トイレ内の気温上昇を抑制しています。

○交通誘導員配置場所にビーチパラソルを設置し日陰を作ります。



写真 7：現場に設置したテント



写真 8：仮設トイレの日除け

○作業場所に温度計と湿度計を設置し現在の気温、湿度がわかるようにします。

○作業場所によっては、WBGT 値を用いて作業時間、休憩時間を調整しています。



写真 9：温度計（アウグスト温度計）

○換気が不十分な屋内作業場所に大型扇風機又は送風機を設置し通風を良くします。



写真 10：小型送風機

○作業場所及び休憩室その他に、スポーツドリンク、冷水、塩分及びミネラル補給用錠剤（塩タブ又は塩飴）、冷たいおしぼり等を常備します。



写真 11：塩分・ミネラル補給用錠剤及び塩飴

○ヘルメットの後部に日よけのたれ布を取り付けて熱幅射を遮ります。



写真 12:日よけ用布

2. 災害事例

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	6	林業	60歳代	被災者は、広葉樹の伐採現場において、他の労働者とともに午前 10 時から立木の伐倒や造材作業を行っていた。午後 3 時頃、同僚が伐倒作業を行っていた被災者に作業終了を告げ、先に集合場所へ戻ったが、なかなか被災者が集合場所に戻らないため、再度、呼びに行ったところ、斜面に倒れている被災者を発見した。医療機関に救急搬送したが、4 日後に死亡した。被災者は当該事業場の労働者として作業に従事した初日であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は、30.3℃（参考(注)） ・被災者に対する健康診断が実施されていなかった。
2	6	廃棄物処理業	50歳代	午後から敷地内の草刈り作業を行うこととなり、被災者は午後 1 時から午後 2 時 30 分まで草刈機で草刈り作業を行い、1 時間の休憩後、同僚と共に敷地内の雑木の切り枝の回収業務等を行い、午後 4 時に作業を終えた。作業終了後、被災者はベンチで休憩を取っていたが、午後 4 時 30 分頃嘔吐し、発汗が多かったことから熱中症の疑いで救急搬送された。搬送後意識を失い、翌々日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は、28.4℃（参考(注)） ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。
3	7	農業	50歳代	被災者は、午前 7 時からビニールハウス内や屋外で、苗の水やり等の作業を行っていた。同僚と被災者の 2 名は、午後 3 時 50 分頃から始めたビニールハウス内の夜冷庫への苗の移動作業中、辛そうな様子の被災者を確認した同僚から休んでいるように促されビニールハウス内で休憩をしていたところ、同僚が被災者の異変を感じ、救急車で病院に搬送したが、搬送先の病院で 5 日後に死亡した。被災者は採用 3 日目であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は、33.1℃（参考(注)）
4	7	建築工事業	40歳代	被災者は、既存ビルの内部土間等工事施工に雑工として入場した。午後 3 時 30 分頃作業が終了し、共同作業者の運転する車にて店社事務所に戻ろうとしたところ、交差点での信号待ちの間に自ら降車し、午後 4 時頃に路上に倒れているところを発見された。救急搬送されたが、同日死亡した。
				・管轄監督署にて測定した 2 カ所の作業現場の WBGT 値は 29.5℃と 28.8℃であった。
5	8	建築工事業	30歳代	被災者は、基礎型枠の解体作業において、単管等の資材の受け渡し等の作業に従事していたが、体調が悪くなってうずくまり、その後、その場に倒れこんだ。すぐに救急車を手配して病院へ搬送したが、およそ 3 時間後に死亡が確認された。被災者は採用 3 日目であった。
				・発注者が現場近くで測定していた作業時の WBGT 値は 27℃であった。

6	8	建築 工事業	30 歳代	災害発生当日、被災者はマンション新築現場にてコンクリート打設の補助をしていた。昼の休憩後、午前中の作業の続きを始めたが、午後1時30分頃、突然転倒したので小休止を取らせ様子をみていたが、顔色が悪く、熱中症が疑われたので、救急車で病院へ搬送した。救急隊が到着した時は意識があったが、午後3時前に意識を失い、4日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.9℃（参考(注)）
7	8	商業	20 歳代	事業場にて商談、展示車両の洗車業務等に従事していた労働者が、午後5時30分頃、事業場内の清掃作業中に頭痛を訴えた。2階の休憩室で休養し、午後7時過ぎに帰宅した。翌朝、起床してこないことから、家族が様子を見にいったところ、呼吸停止の状態で見えられた。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.0℃（参考(注)）
8	8	その 他の 事業	40 歳代	被災者は、標高約 100 メートルの山頂にある無線中継所のアラーム障害の点検復旧を行うため、単独で入山した。午後0時頃から午後1時30分頃まで点検復旧作業を行った後、下山したが連絡が取れなくなり、翌朝、山の斜面で倒れているのを発見された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.6℃（参考(注)）
9	8	土木 工事業	50 歳代	道路わきの案内看板移設工事を行っていた被災者が体調不良を訴えたため、日陰で休ませていたが、その後意識混濁状態になっているところを発見された。すぐに救急車で病院に搬送したが、翌日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 31.5℃（参考(注)）
10	8	土木 工事業	40 歳代	被災者は、町道の舗装工事において、朝礼後の午前8時30分から、同僚1名と共にロードカッターを操作し、アスファルトを切削する作業に従事した。午後0時前に作業が終了し、後片付けしていたところ、気分が悪くなり、倒れこんだため、病院に運ばれたが、死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 29.4℃（参考(注)）
11	9	その 他の 建設業	30 歳代	土壌等の仮置場において、密閉容器から鋼製容器に土壌等を移し替えるため、被災者は密閉容器のふたを開ける作業を行っていたところ、暑さによる疲れがみられたため車で休憩していたが、15分後に体調が急変し病院に搬送された。意識不明であったが、2週間後に死亡した。被災者は現場入場2日目であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 31.1℃（参考(注)） ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。
12	9	土木 工事業	30 歳代	屋根の防水工事において、被災者は午前8時から当該工事の補助作業に従事していたが、午後5時頃作業終了後、同僚と現場近くの宿舎に徒歩で戻り、午後5時50分頃、宿舎エレベーターを降りたところで意識を失い倒れた。直ちに病院に搬送されたが、翌日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.7℃（参考(注)） ・被災者に対して熱への順化期間は設けられていなかった。 ・被災者に対する健康診断が実施されていなかった。 ・被災者は熱中症発症に影響を与えるおそれのある疾患を有していた。

※表内(注)環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所における WBGT 値を参考値として示した。

添付資料

1. 関係法令
2. 関係指針
3. 職場における熱中症の予防について

1. 関係法令

労働安全衛生法（抜粋）

第三章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2.総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3.都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

（衛生管理者）

第十二条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合には、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2.前条第二項の規定は、衛生管理者について準用する。

（安全衛生推進者等）

第十二条の二 事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任

した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。）を担当させなければならない。

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

2.産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3.産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4.事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（衛生委員会）

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

2.衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者

三 産業医のうちから事業者が指名した者

四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者

3.事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

4.前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第七章 健康の保持増進のための措置

（作業環境測定）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。

5 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2.事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3.事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

4.都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5.労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。

ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（自発的健康診断の結果の提出）

第六十六条の二 午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

（健康診断の結果の記録）

第六十六条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置）

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2.厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3.厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

（健康診断の結果の通知）

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(保健指導等)

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2.労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

労働安全衛生法施行令（抜粋）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に掲げる物又は同号 37 に掲げる物で同号 3 の 3、11 の 2、13 の 2、15、15 の 2、18 の 2 から 18 の 4 まで、19 の 2 から 19 の 4 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、33 の 2 若しくは 34 の 2 に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場
- 九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

労働安全衛生規則（抜粋）

第三編 衛生基準 第一章 有害な作業環境（第五百七十六条－第五百九十二条）

（作業環境測定を行うべき作業場）

第五百八十七条 令第二十一条第二号の厚生労働省令で定める暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場は、次のとおりとする。

一 溶鉱炉、平炉、転炉又は電気炉により鉱物又は金属を製錬し、又は精錬する業務を行なう屋内作業場

二 キュポラ、るつぼ等により鉱物、金属又はガラスを溶解する業務を行なう屋内作業場

三 焼鈍炉、均熱炉、焼入炉、加熱炉等により鉱物、金属又はガラスを加熱する業務を行なう屋内作業場

四 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行なう屋内作業場

五 鉱物の焙(ばい)焼、又は焼結の業務を行なう屋内作業場

六 加熱された金属の運搬又は圧延、鍛造、焼入、伸線等の加工の業務を行なう屋内作業場

七 熔融金属の運搬又は鋳込みの業務を行なう屋内作業場

八 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行なう屋内作業場

九 加硫がまによりゴムを加硫する業務を行なう屋内作業場

十 熱源を用いる乾燥室により物を乾燥する業務を行なう屋内作業場

十一 多量の液体空気、ドライアイス等を取り扱う業務を行なう屋内作業場

十二 冷蔵庫、製氷庫、貯氷庫又は冷凍庫等で、労働者がその内部で作業を行なうもの

十三 多量の蒸気を使用する染色槽(そう)により染色する業務を行なう屋内作業場

十四 多量の蒸気を使用する金属又は非金属の洗浄又はめつきの業務を行なう屋内作業場

十五 紡績又は織布の業務を行なう屋内作業場で、給湿を行なうもの

十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める屋内作業場

第三編 第五章 温度及び湿度（第六百六条－第六百十二条）

（気温、湿度等の測定）

第六百七条 事業者は、第五百八十七条に規定する暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期的に当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱（ふく射熱については、同条第一号から第八号までの屋内作業場に限る。）を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

作業環境測定基準（抜粋）

（気温、湿度等の測定）

第三条 令第二十一条第二号の屋内作業場（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百八十七条各号に掲げる屋内作業場に限る。）における気温、湿度及びふく射熱の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 測定点（ふく射熱を測定するための測定点を除く。）は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央部の床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置に、一以上とすること。

二 ふく射熱の測定のための測定点は、熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。

三 測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いて行うこと。

区分	測定機器
気温及び湿度	○・五度目盛のアスマン通風乾湿計
ふく射熱	○・五度目盛の黒球寒暖計

2. 関係指針

労働安全衛生法第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づく

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 5 第 2 項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する指針について次のとおり公表する。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

1 趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が 5 割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成 19 年の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。

そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 2 の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 26 条第 2 項第 1 号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）第 7 条第 1 項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。》に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2) 二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第 66 第 1 項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

□ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第66条の8及び第66条の9の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

八 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めるものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成 19 年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等を行うことは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第 66 条の 6 の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ること。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 24 条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者はその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者はその実施が義務付けられているので留意する必要がある。

二 健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する必要がある場合には、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

ホ 健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者はその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

3. 職場における熱中症の予防について

基発第 0619001 号
平成 21 年 6 月 19 日

職場における熱中症の予防について

職場における熱中症の予防については、平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号「熱中症の予防について」及び平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」により対策を推進しているが、熱中症による死亡者数が年間約 20 名を数え、また、休業 4 日以上の上業務上疾病者数が年間約 300 名にも上っているところである。

さらに、糖尿病、高血圧症等が一般に熱中症の発症リスクを高める中、健康診断等に基づく措置の一層の徹底が必要な状況であること等から、下記のとおり、職場における熱中症の予防に関する事業者の実施事項を示すこととしたところである。

各労働局においては、関係事業場等において、下記事項が的確に実施されるよう指導等に遺憾なきを期されたい。

また、関係業界団体等に対しては、本職から別添（略）のとおり要請を行ったので、了知されたい。

なお、本通達をもって、平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号通達は廃止する。

記

第 1 WBGT 値（暑さ指数）の活用

1 WBGT 値等

WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度（単位：℃））の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数（式①又は②により算出）であり、作業場所に、WBGT 測定器を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。特に、WBGT 予報値、熱中症情報等により、事前に WBGT 値が表 1-1 の WBGT 基準値（以下単に「WBGT 基準値」という。）を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定するよう努めること。

ア. 屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \text{式①}$$

イ. 屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBGT 値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} \quad \text{式②}$$

また、WBGT 値の測定が行われていない場合においても、気温（乾球温度）及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考にすること。

2 WBGT 値に係る留意事項

表 1-2 に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあっては、式①又は②により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1-2 に掲げる補正值を加える必要があること。

また、WBGT 基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。

3 WBGT 基準値に基づく評価等

WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更することなどの熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第 2 の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発生リスクの低減を図ること。ただし、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は補正值を考慮した WBGT 基準値を算出することができないときは、実際の条件により、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第 2 の熱中症予防対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。

上記のほか、熱中症を発症するリスクがあるときは、必要に応じて第 2 の熱中症予防対策を実施することが望ましいこと。

第 2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT 値の低減等

次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めること。

ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。

(2)休憩場所の整備等

労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は臥床することのできる広さを確保すること。

イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。

ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう高温多湿作業場所に飲料水の備付け等を行うこと。

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること、作業場所を変更することなどの熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

(2)熱への順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、また、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は熱に順化していないことに留意が必要であること。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。

なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。

なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。

(5)作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかな作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所の作業中は巡視を頻繁に行うこと。

3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条及び第 45 条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

(2)日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第 69 条に基づき健康の保持増進のための措置に取り組むよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。

(3)労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意させること。

(4)身体の状態の確認

休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすることが望ましいこと。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1)熱中症の症状
- (2)熱中症の予防方法
- (3)緊急時の救急処置
- (4)熱中症の事例

なお、(2)の事項には、1 から 4 までの熱中症予防対策が含まれること。

5 救急処置

(1)緊急連絡網の作成及び周知

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。

(2)救急措置

熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷し、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

(解説)

本解説は、職場における熱中症予防対策を推進する上での留意事項を解説したものである。

1 熱中症について

熱中症は、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称であり、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等の症状が現れる。

2 WBGT 値（暑さ指数）の活用について

(1)WBGT 値の測定方法等は、平成 17 年 7 月 29 日付け基安発第 0729001 号「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」によること。

(2)WBGT 値の測定が行われていない場合には、表 2 の「WBGT 値と気温、相対湿度との関係」などが熱ストレス評価を行う際の参考になること。

3 作業管理について

(1)熱への順化の例としては、次に掲げる事項等があること。

ア 作業を行う者が順化していない状態から 7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすること。

イ 熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まり 3～4 週間後には完全に失われること。

(2)作業中における定期的な水分及び塩分の摂取については、身体作業強度等に応じて必要な摂取量等は異なるが、作業場所の WBGT 値が WBGT 基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム 40～80 mg/100 mlのスポーツドリンク又は経口補水液等を、20～30分ごとにカップ 1～2 杯程度を摂取することが望ましいこと。

4 健康管理について

(1)糖尿病については、血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと、精神・神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾患等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。

(2)感冒等による発熱、下痢等による脱水等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。また、皮下脂肪の厚い者も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、留意が必要であること。

(3)心機能が正常な労働者については 1 分間の心拍数が数分間継続して 180 から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの 1 分後の心拍数が 120 を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温に戻らない場合、作業開始前より 1.5%を超えて体重が減少している場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合等は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であること。

5 救急処置について

熱中症を疑わせる具体的な症状については表 3 の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については図の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考にする。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	安静	33		32	
1 低代謝率	楽な座位；軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け)；腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)立位；ドリル(小さい部分)；フライス盤(小さい部分)；コイル巻き；小さい電気子巻き；小さい力の道具の機械；ちょっとした歩き(速さ 3.5 km/h) 	30		29	
2 中程度代謝率	継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)；腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む)；軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする；3.5～5.5 km/h の速さで歩く；鍛造 	28		26	
3 高代謝率	強度の腕と胴体の作業；重い材料を運ぶ；シャベルを使う；大ハンマー作業；のこぎりをひく；硬い木にかななをかけたりのみで彫る；草刈り；掘る；5.5～7 km/h の速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。 	気流を感じないとき	気流を感じる時	気流を感じないとき	気流を感じる時
		25	26	22	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでとても激しい活動；おのを振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を登る、走る、7 km/h より速く歩く。 	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504（人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類（℃）	WBGT に加えるべき補正值
作業服（長袖シャツとズボン）	0
布（織物）製つなぎ服	0
二層の布（織物）製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。
また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

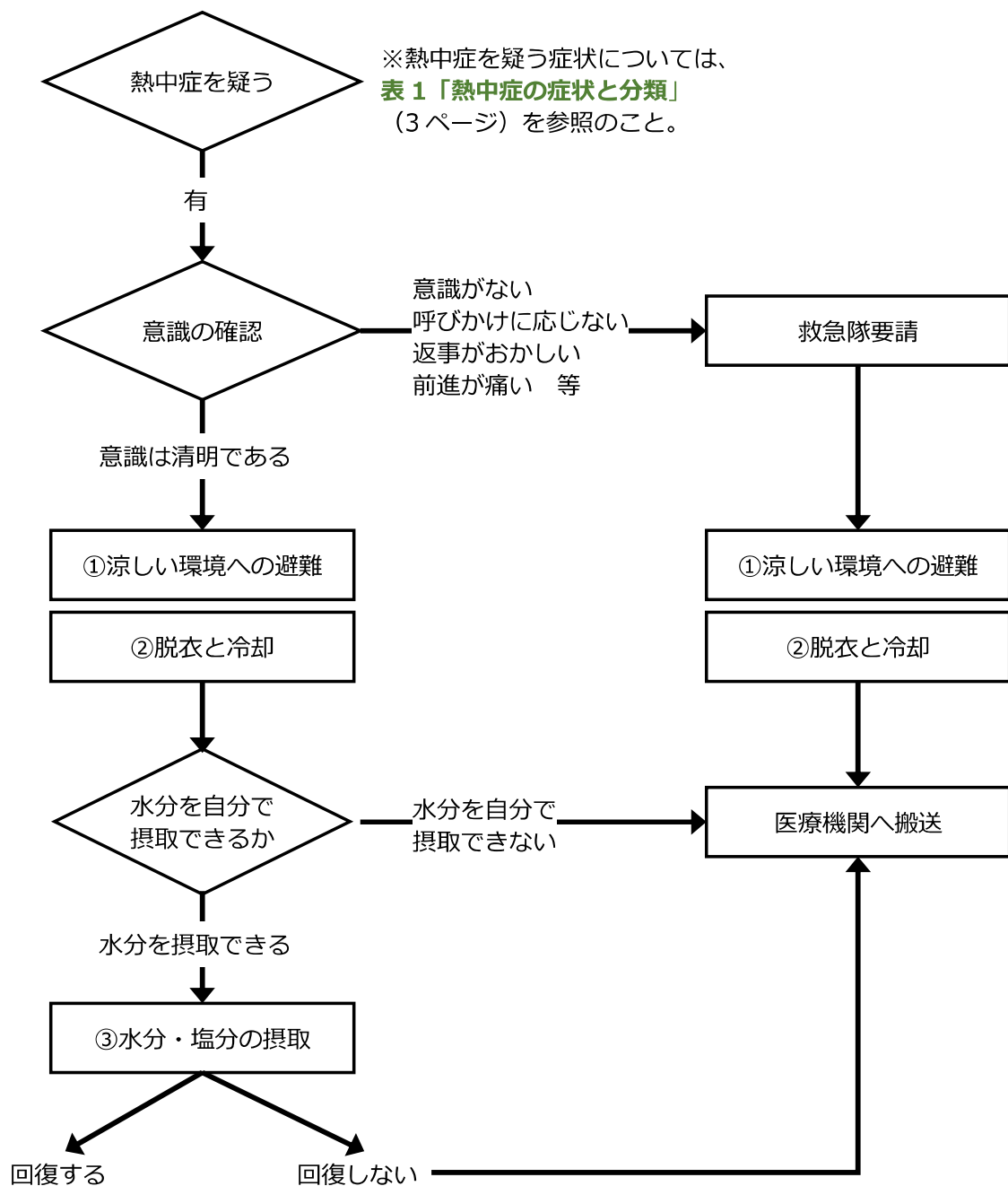
表 3：熱中症の症状と分類（『日本救急医学会熱中症分類 2015』より）

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I 度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り） 意識障害を認めない (JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分と Na の補給	熱けいれん 熱失神 I 度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りで OK
II 度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診療が必要 →体温管理、安静、十分な水分と Na の補給（経口摂取が困難なときには点滴にて）	熱疲労 II 度の症状が出現したり、I 度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する（周囲の人が判断）
III 度 (入院加療)	下記の 3 つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状（意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作）(H/K) 肝・腎機能障害（入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害） (D)血液凝固異常（急性期 DIC 診断基準（日本救急医学会）にて DIC と診断） ⇒III 度の中でも重症型		入院加療（場合により集中治療）が必要 →体温管理（体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加）呼吸、循環管理 DIC 治療	熱射病 III 度か否かは救急隊員や、病院到着後の診療・検査により診断される

日本救急医学会熱中症分類 2015：付記

- 暑熱環境に居る、あるいは居た後の体調不良は**すべて熱中症の可能性**がある。
- 各重症度における症状は、よく見られる症状であって、その重症度では**必ずそれが起こる**、あるいは起こらなければ別の重症度に分類されるというものではない。
- 熱中症の病態（重症度）は対処のタイミングや内容、患者側の条件により**刻々変化する**。特に意識障害の程度、体温（特に体表温）、発汗の程度などは、短時間で変化の程度が大きいので注意が必要である。
- そのため、予防が最も重要であることは論を待たないが、早期認識、早期治療で重症化を防げれば、死に至ることを回避できる。
- I 度は**現場**にて対処可能な病態、II 度は速やかに**医療機関**への受診が必要な病態、III 度は採血、医療者による判断により**入院**（場合により集中治療）が必要な病態である。
- 欧米で使用される臨床症状からの分類を右端に併記する。
- III 度は記載法として III C、III H、III HK、III CHKD など障害臓器の頭文字を右下に追記
- 治療にあたっては、**労作性**か**非労作性（古典的）**かの鑑別をまず行うことで、その後の治療方針の決定、合併症管理、予後予想の助けとなる。
- DIC は他の臓器障害に合併することがほとんどで、発症時には最重症と考えて集中治療室などで治療にあたる。
- これは、安岡らの分類を基に、臨床データに照らしつつ一般市民、病院前救護、医療機関による診断とケアについてわかりやすく改訂したものであり、**今後さらなる変更の可能性**がある。

図：熱中症の救急処置（現場での応急処置）



※ 上記以外にも体調が悪化する等の場合には、必要に応じて、救急隊を要請する等により、医療機関へ搬送することが必要であること。

4. 熱中症の予防対策における WBGT の活用について

基安発第 0729001 号

平成 17 年 7 月 29 日

熱中症の予防対策における WBGT の活用について

熱中症の予防対策については、平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号「熱中症の予防について」（以下「8 年通達」という。）により、関係業界及び関係事業場に対しその具体的手法の周知等を図ってきたところであるが、依然として、熱中症による死亡者数が毎年 20 人前後で推移しており、なお一層充実した熱中症の予防対策を進めることが望まれるところである。

このような状況を踏まえ、WBGT（湿球黒球温度）の活用を含めた熱中症の予防対策について、中央労働災害防止協会に調査研究を委託し、「熱中症の発生防止に係る調査研究報告書」が取りまとめられたところであるが、これによると、WBGT は暑熱環境のリスクを評価する指標として有効な手段であり、WBGT の値が日本工業規格 Z 8504（人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」に示される基準値（以下「WBGT 基準値」という。）を超えた場合には、熱中症が発生するリスクが高まったと考えることができるため高温の暑熱環境下でのリスク低減措置の強化等の措置を徹底することが重要であるとしている。

このことから、一層充実した熱中症の予防対策を進めるためには、各事業者がその事業場の実情に応じて、暑熱環境のリスクを評価する指標として WBGT を活用し、これを基に 8 年通達に示されている熱中症の予防対策をより徹底して実施することが望まれるところである。

については、別紙「熱中症の予防対策に WBGT を活用する場合の留意事項等について」をとりまとめたので、関係事業場に対して周知を図るとともに、8 年通達に示されている熱中症の予防対策の適切な実施について、指導を徹底されたい。

別紙

熱中症の予防対策に WBGT を活用する場合の留意事項等について

1 WBGT について

WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度 (単位℃) は、労働環境において作業者が受ける暑熱環境による熱ストレスの評価を行う簡便な指標である。暑熱環境を評価する場合には、気温に加え、湿度、風速、輻射 (放射) 熱を考慮して総合的に評価する必要があり、WBGT はこれらの基本的温熱諸要素を総合したものとなっている (WBGT の値の測定方法等については、別添 1 のとおり。)。

m

2 WBGT の活用について

WBGT の活用にあたっては、次の 3 に示す事項に留意するとともに、測定した WBGT の値が作業内容に応じて設定された WBGT 基準値 (日本工業規格 Z 8504 (人間工学－WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境) 附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」に示される基準値をいう。以下同じ。X 別添 2) を超える場合には、熱中症が発生するリスクが高まると考えられるため、平成 8 年 5 月 21 日付け基発第 329 号「熱中症の予防について」に示されている熱中症の予防対策をより徹底して実施することが望まれる。

また、別添 2 の表に基づき、労働者が作業をする前の週における毎日の熱へのばく露の有無により、労働者の熱への順化の有無を判断した上で、その行う作業内容に応じて設定された WBGT 基準値を測定した WBGT の値が超えるかどうかを判断すること。

3 WBGT を活用する場合の留意事項

熱中症の防止のためには、個々の作業場所に適した方法で、労働者の年齢、健康状態等を考慮し、適切に作業環境等の管理を行う必要があり、次の(1)から(4)までの事項に留意しつつ、WBGT を活用することが適当である。

(1) 中高年齢労働者への配慮

WBGT 基準値は、成年男性を基準に設定されていることから、労働者の年齢に合わせた作業強度を設定するなど、中高年齢労働者に配慮した対策が必要である。

なお、中高年齢労働者は、加齢に伴い、脱水していても口渇き感が少ないことがあることから、進んで水分を摂取する必要があることにも併せて留意すること。

(2) 労働者の健康状態への配慮

WBGT 基準値は、健康な状態を基準に設定されていることから、個々の労働者の健康状態を把握し、健康状態に合わせて作業強度を設定するなど、労働者の健康状態に配慮した対策が必要であること。

(3) 暑熱環境に対する順化への配慮

梅雨から夏季になる時期において急に暑くなった場合など、気温の急な上昇による暑熱環境下での作業を行う場合には、労働者が暑熱環境に順化していないため、作業時間を徐々に増加させることが必要であること。

また、長期間暑熱環境から離れ、その後再び、暑熱環境下での作業を行う場合も同様であること。

(4)作業を管理する者及び関係労働者への WBGT の周知

作業を管理する者及び関係労働者に対し、作業場所の WBGT の値が作業内容に応じて設定された WBGT 基準値を超えた場合には、熱中症が発生するリスクが高まること及び熱中症の予防措置を徹底することが特に重要であることの周知を図ることが必要であること。

別添 1

WBGT の値の測定方法等について

1 WBGT の値

WBGT の値は、自然湿球温度と黒球温度を測定し、また、屋外で太陽照射のある場合は乾球温度を測定し、それぞれの測定値を基に次式により計算したものである。

[1]屋内及び屋外で太陽照射のない場合

$$\text{WBGT} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

[2]屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBGT} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

自然湿球温度	強制通風することなく、輻射（放射）熱を防ぐための球部の囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値
黒球温度	次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度 [1] 直径が 150 mm であること [2] 平均放射率が 0.95%（艶消し黒色球）であること [3] 厚さができるだけ薄いこと
乾球温度	周囲の通風を妨げない状態で、輻射（放射）熱による影響を受けないように球部を囲った乾球温度計が示す値

2 作業場所での WBGT の値の測定方法

WBGT の値の測定を行うためには、状況に応じて、自然湿球温度計、黒球温度計又は乾球温度計を使用し、それぞれの測定値を基に 1 の[1]又は[2]の式により計算する。なお、作業場所で測定するための WBGT の値を求める計算を自動的に行う機能を有した携帯用の簡易な WBGT 測定機器も市販されている。

作業場所において、WBGT の値の測定を行う場合に注意すべき事項は、次のとおりである。

- [1] 屋内では、熱源ごとに熱源に最も近い位置で測定すること。また、測定位置は、床上 0.5m ～1.5m とすること。
- [2] 屋外では、乾球に直接日光が当たらないように温度計を日陰に置き測定すること。
- [3] 自然湿球温度計は強制通風することなく、自然気流中での温度を測定すること。
- [4] 黒球温度は安定するまでに時間がかかるので、15 分以上は放置した後に温度を測定すること。
- [5] 少なくとも事前に WBGT の値が WBGT 基準値を超えることが予想されるときは、WBGT の値に測定すること。

3 WBGT 予報値などの利用

WBGT 予報値、熱中症予報などがインターネットなどにおいて提供されているので、熱中症の予防対策を事前に準備するために、これを利用することができる。

別添 2

WBGT 熱ストレス指数の基準値表（各条件に対応した基準値）

区分	例	WBGT 基準値				
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C		
0 安静	安静	33		32		
1 低代謝率	楽な座位；軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)；手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け)；腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) 立位；ドリル(小さい部分)；フライス盤(小さい部分)；コイル巻き；小さい電気子巻き；小さい力の道具の機械；ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)			30 29		
2 中程度代謝率	継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土)；腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両)；腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む)；軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする；3.5～5.5km/h の速さで歩く；鍛造			28 26		
3 高代謝率	強度の腕と胴体の作業；重い材料を運ぶ；シャベルを使う；大ハンマー作業；のこぎりをひく；硬い木にかんなをかけたりのみで彫る；草刈り；掘る；5.5～7km/h の速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。		気流を感じないとき	気流を感じる とき	気流を感じない とき	気流を感じる とき
			25	26	22	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでとても激しい活動；おのを振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を登る、走る、7km/h より速く歩く。		23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504（人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成した。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



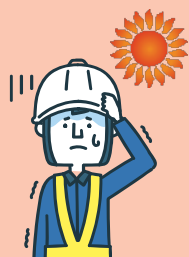
異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症予防のために

暑さを避ける！

エアコン等で
温度をこまめに調節



遮光カーテン、
すだれ、
打ち水を利用



外出時には
日傘や帽子を
着用



天気のよい日は
日陰の利用、
こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい
衣服を着用



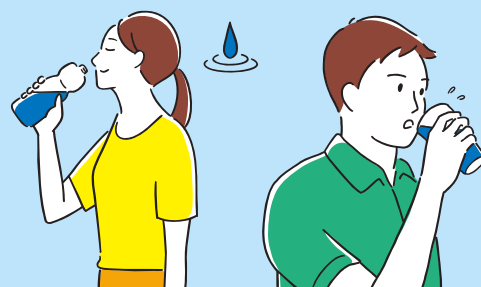
保冷剤、氷、
冷たいタオルなどで、
からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても
こまめに水分を補給



熱中症とは

「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のための
情報・資料サイト

厚生労働省 熱中症



スマートフォンでも
見られます



https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

熱中症の症状

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび
- 大量の発汗
- 筋肉痛
- 筋肉のこむら返り



病状がすすむと

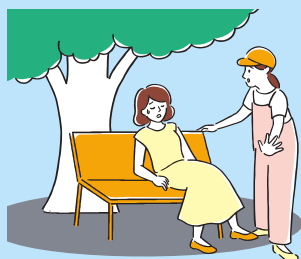
- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感
- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感



応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら(主な応急処置)

エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



衣服をゆるめ、からだを
冷やす
(首の周り、脇の下、足の付け根
など)



経口補水液を補給※



※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。

腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。



自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう！

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防！

暑さを感じなくても室温や外気温を確認し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、障害のある方は、特に注意が必要！

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

また、障害のある方には、体温調節が難しい場合やのどが渇いても気づかない、自分で水分がとれない等の場合がありますので、介助者やまわりの方は注意しましょう。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 熱中症特別警戒情報 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組

お知らせ メンテナンス情報

お知らせ

※令和7年度の暑さ指数（WBGT）・熱中症警戒アラート等の情報提供は、4月23日（水）から10月22日（水）まで実施いたします。

※環境省と気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」について、令和7年度運用期間から記述内容の改善を図ることといたしました。これに伴い、「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス」により配信されるメールの内容も変更となります。変更の詳細は新旧対照表をご確認ください。
なお、本変更については、環境省から都道府県熱中症担当部局へも情報提供しております。

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート） 発表状況

4月14日（月）5時発表



※地図の更新は1日3回です。5時に「きょう」の地図、14時と17時に「あす」の地図を更新します。詳細は「よくある質問」

お問い合わせでよくある質問

更新頻度、発表時刻、用語 など

令和6年度
スタート

熱中症特別警戒アラート についてはこちら

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の概要（キーメッセージ）

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
 - 具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごしているか確認してください。
 - また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の概要（キーメッセージ）

- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！
- まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。
- その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
- 高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。
- 皆で、身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

配信サービス



「環境省」LINE公式アカウント

熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ
[詳細はこちら]

全国の暑さ指数（実況と予測）



関係府省庁の取組

熱中症関係府省庁ポータル

内閣府 子ども家庭庁 消防庁 文部科学省 スポーツ庁 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 観光庁 気象庁 環境省

熱中症対策推進会議

熱中症予防強化キャンペーン

熱中症対策に関する検討会

働く仲間を熱中症リスクから守る

**WBGT値を把握して
熱中症を予防しましょう!**

熱中症は場合によっては死亡に至る、大変危険な障害です!

■ **入職直後や休暇明けは注意が必要です!**

＊暑熱順化が不足していると熱中症の発症リスクが高まります。

■ **意識が清明であっても、熱中症が疑われる場合はためらわず医療機関へ搬送しましょう!**

＊症状が急激に悪化し、死亡に至ることもあります。

■ **のどの渇きに関係なく定期的に水分・塩分を取りましょう!**

＊のどの渇きは脱水のサインです。「渴く前に飲む」を徹底しましょう。

WBGT指数計で作業現場のWBGT値をCHECK! 熱中症リスクを把握して、効果的な予防策を実施しましょう!

STEP 1 WBGT指数計を正しく使い、WBGT値を計測します。

必ず『黒球』付きのJIS規格(B7922)適合品を選びましょう。
日射や地面からの照り返し等の『輻射熱』をきちんと測ることが肝要です。吊り下げて測る場合は特に、黒球が陰にならないように注意してください。

WBGT指数計の使用例

STEP 2 衣類の組み合わせにより、補正值を加えます。

衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)

組合せ	WBGT 値に加えるべき着衣補正值(°C-WBGT)
作業服	0
つなぎ服	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	2
単層のSMS不織布製のつなぎ服	0
織物の衣服を二重に着用した場合	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	12
フード	+1

注1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。
注2 SMSはスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの3層構造からなる不織布である。
注3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

『太陽照射のない場所』『太陽照射のある場所』で条件が異なります。切り替え設定がある場合は必ず設定しましょう。

特に、
◆暑い日・時間帯の作業開始時
◆特殊な作業服を着用する時
◆身体作業強度が高い時
◆移動を伴う作業等で環境が変化する時などは、WBGT値をこまめに実測し、WBGT基準値と比較した上で対策を検討することが必要です。

STEP 3 身体作業強度等に応じたWBGT基準値表を見て、熱中症リスクを確認します。

身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)。立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両);腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫);軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;2.5km/h~5.5km/hでの平たんな場所での歩き;鍛造	28	26
3 高代謝率	 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5km/h~7km/hでの平たんな場所での歩き。重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	 最大速度の速さでのとても激しい活動;おの(斧)を振るう;激しくシャベルを使ったり掘ったりする;階段を昇る;平たんな場所では走る;7km/h以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格JIS Z 8504(熱環境の人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

報道関係者各位

2025 年 4 月 10 日
特別民間法人 中央労働災害防止協会

厚生労働省が熱中症対策を義務化 中災防では熱中症予防対策を積極的にサポートします！ 5月から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

中央労働災害防止協会(中災防：会長 十倉 雅和 (日本経済団体連合会会長))は、厚生労働省や他の労働災害防止団体などと共に、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間：5月1日～9月30日)を主唱し、実施要綱(別紙1)に基づいて、職場の熱中症予防対策を積極的にサポートします。

令和6年(2024年)の熱中症による死傷災害(令和7年1月7日時点の速報値)は、死亡者30人(前年確定値比1人減)、休業4日以上死傷者1,195人(同89人増)で、2023年と比べ死傷者数が8%増加しました(別紙2)。業種別にみると、死傷者数全体の約4割が建設業、製造業で発生しています。また、死亡者数は建設業が最も多い8人で、次いで製造業、運送業が6人となっています。死亡災害30件のうち、発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が21件ありました。

こうした深刻な状況を踏まえ、厚生労働省は、労働安全衛生規則を改正して、夏季に屋外で作業する等、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う事業者に対して、熱中症のおそれのある労働者を早期発見し、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送等につなげられるよう、事業場ごとの報告体制の整備、これらの作業手順作成、関係労働者への周知等を罰則付きで義務付けることとしています(令和7年6月1日施行予定)。

本キャンペーン期間中、中災防では改正労働安全衛生規則の施行に先立ち、改正内容とその対応に焦点を当てた無料説明会の開催はじめ、熱中症予防対策セミナーや周知啓発などさまざまな取り組みを実施し、併せて本キャンペーンを通じて、すべての職場において熱中症予防対策を講じていただくよう、広く呼びかけていきます。

中災防が進める主な取り組み

1 熱中症予防対策セミナーの開催

○熱中症予防の基本的知識や災害事例を紹介するセミナーを全国、オンラインで開催します。

○熱中症予防労働衛生教育インストラクターコースの開講

厚生労働省通達「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づき、熱中症予防労働衛生教育の講師(インストラクター)を養成する講座を東京・大阪教育センターで開講します。

次ページへ続く

2 改正労働安全衛生規則（6月1日施行予定）に応じた無料説明会の実施

「熱中症を生ずるおそれのある作業」を行う際に事業者が義務付けられる熱中症早期発見のための体制整備や、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成などに重点を置いた無料の説明会を実施します。（定員：40名 お申込みはホームページから）

5月7日（水）中央労働災害防止協会（東京都港区）

3 講師派遣等の技術サービスの実施

○企業内教育、講演

熱中症予防をテーマとした安全衛生教育・講演等、講師派遣を行います。

○中小規模事業場安全衛生サポート事業

概ね100人未満の事業場が集まる機会を活用し、熱中症予防に関する教育を無料で実施します。

また、事業場のチェックを実施した後、熱中症予防に関する教育を行うこともできます。

○安全衛生診断

職場環境を中災防の安全衛生管理士が診断し、熱中症予防に向けたアドバイスをを行います。

4 周知啓発

○特設サイトの開設 中災防ホームページ内の特設サイトで事業場に有用な情報を提供します。

○周知啓発資料等の配布

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に関するリーフレットを作成し、特設サイトに公開します。

○図書、用品、ポスター等を通じたキャンペーンの実施

熱中症予防に関連した図書・小冊子、ポスター、関連用品の活用を呼びかけます。

5 相談窓口

熱中症予防対策に関する無料の相談窓口を設けています。安全衛生の専門的知見やノウハウを持った専門家がアドバイスいたします。相談は中災防の安全衛生相談窓口ならびに全国の地区安全衛生サービスセンターで承ります。

～詳細は特設サイト並びに中災防ホームページをご覧ください～
STOP！熱中症クールワークキャンペーン 中災防特設サイト



中災防 熱中症 で 検索👉



中災防 熱中症予防対策ポスター、のぼり、冊子、関連用品（一例）

※この資料は、厚生労働記者会、厚生労働省労政記者クラブ、厚生日比谷クラブ、鉄鋼研究会に配布しています。

特別民間法人 中央労働災害防止協会

【担当】 総務部審議役 樋口 政純

【照会先】 総務部 広報課長 岩田 良子（電話）03-3452-6449 E-mail koho@jisha.or.jp

令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 7 年 2 月 28 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者 1,195 人、うち死亡者は 30 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2 期間

令和 7 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 7 年 4 月を準備期間とし、令和 7 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（1）準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（1）のア）

作業計画の策定等（10 の（1）のイ）

- 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）
- （2）キャンペーン期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10 の（2）のア及びイ）
 - 作業環境管理（10 の（2）のウ）
 - 作業管理（10 の（2）のエ）
 - 健康管理（10 の（2）のオ）
 - 異常時の措置（10 の（2）のキ）
- （3）重点取組期間中
 - 作業環境管理（10 の（3）のア）
 - 作業管理（10 の（3）のイ）
 - 異常時の措置（10 の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数

（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表 1）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる７つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数 (WBGT) の把握

暑さ指数 (WBGT) の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数 (WBGT) を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数 (WBGT) よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数 (WBGT) の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数 (WBGT) の評価

実測した暑さ指数 (WBGT) (必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの) は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数 (WBGT) の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

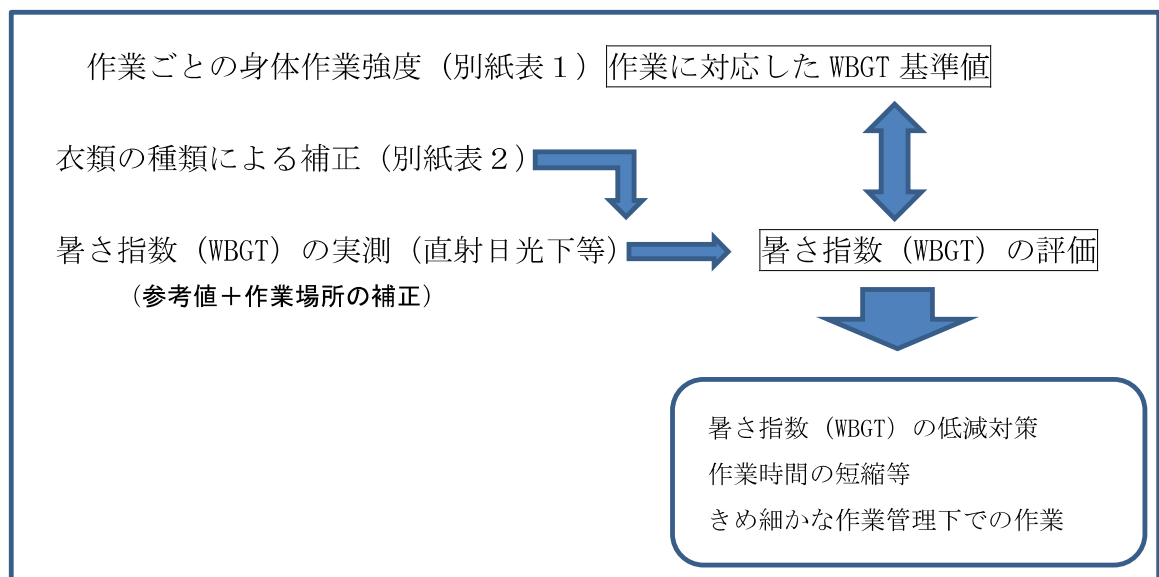


図 暑さ指数 (WBGT) の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

(ア) 暑さ指数（WBGT）の低減等

(1) のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

(イ) 休憩場所の整備等

(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

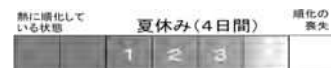
測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすいさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する（※）。



暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認し

ながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じ、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー(流動性の氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲

酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後 1 週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から 4 日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表 4 に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、#7119 等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正值の有無を確認する。
- (イ) ウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認する。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。
 - (オ) 作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。
 - 評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
 - (カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
 - (キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。
 - (ク) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起する。
- (3) 重点取組期間中に実施すべき事項
- ア 作業環境管理
 - (2) のウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行う。
 - イ 作業管理
 - (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。
 - (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
 - ウ 健康管理
 - 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
 - エ 労働衛生教育
 - 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。
 - オ 異常時の措置
 - (2) のクの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、＃7119 等を活用することも有効である。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考 1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考 1 に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考 2 に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(エ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業員との間で 2 人 1 組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考 2）

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20% 減少させる効果があることもわかっている。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）

組合せ	コメント	暑さ指数（WBGT） に加えるべき着 衣補正值（℃- WBGT）
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

令和 6 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(令和 7 年 1 月 7 日時点速報値)

1 職場における熱中症による死傷者数の状況 (2015～2024 年)

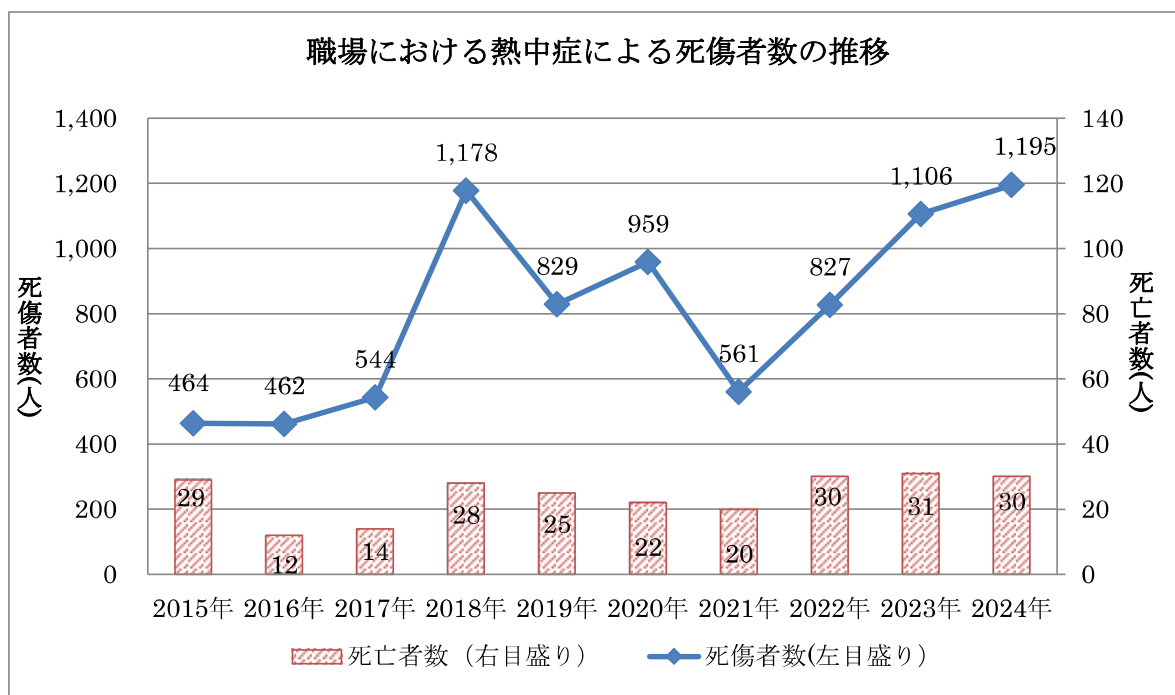
職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和 6 年（2024 年）に 1,195 人となった。うち死亡者数は 30 人となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移 (2015 年～2024 年) (人)

2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,195 (30)

※2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。

※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。



2 業種別発生状況（2020～2024 年）

2020 年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業、次いで製造業で多く発生していた。

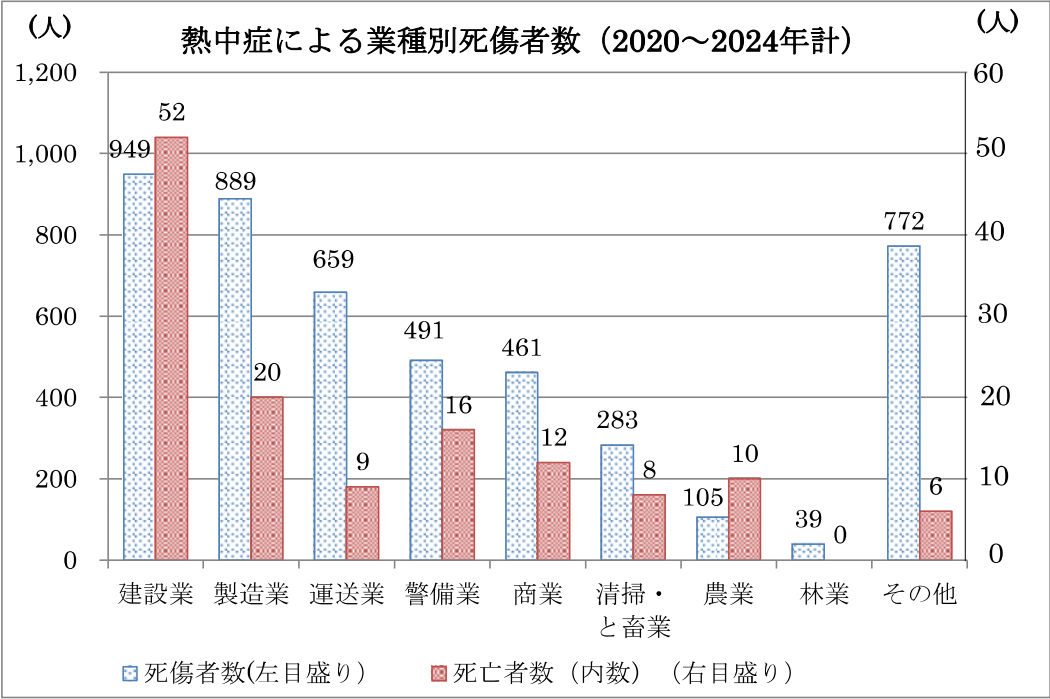
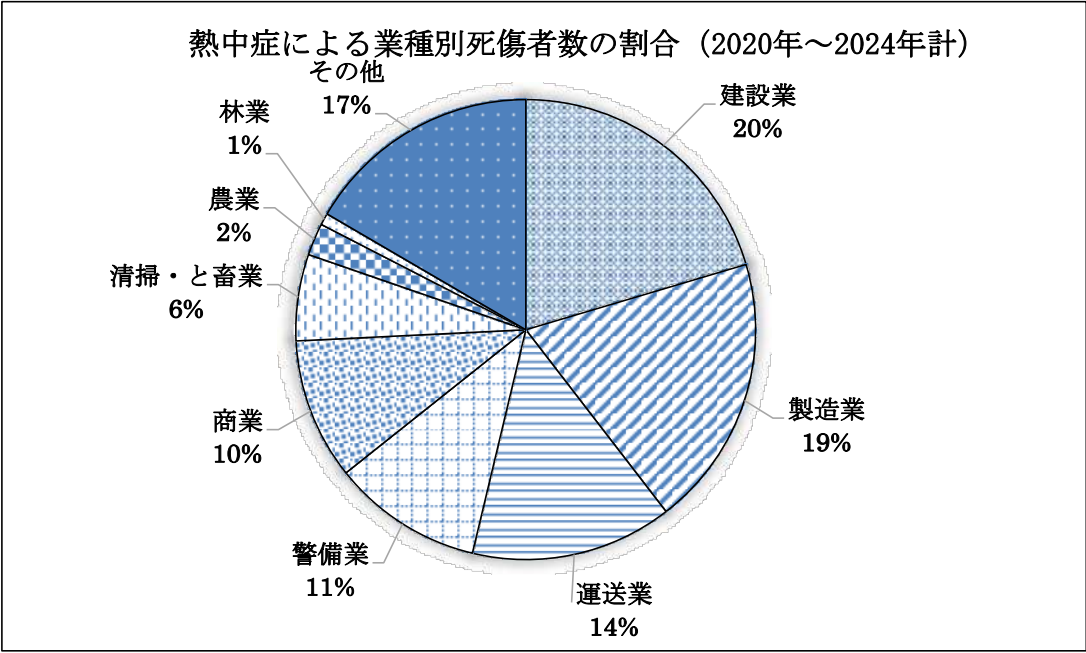
2024 年の死亡災害については、建設業において 8 件と最も多く発生していた。

熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024 年）（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2020 年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021 年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022 年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023 年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024 年	216 (8)	227 (6)	186 (6)	136 (2)	113 (2)	72 (2)	29 (1)	10 (0)	206 (3)	1,195 (30)
計	949 (52)	889 (20)	659 (9)	491 (16)	461 (12)	283 (8)	105 (10)	39 (0)	772 (6)	4,648 (133)

※ 2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。



3 月・時間帯別発生状況（2020～2024 年）

（1）月別発生状況

2020 年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約 8 割が 7 月及び 8 月に発生していた。

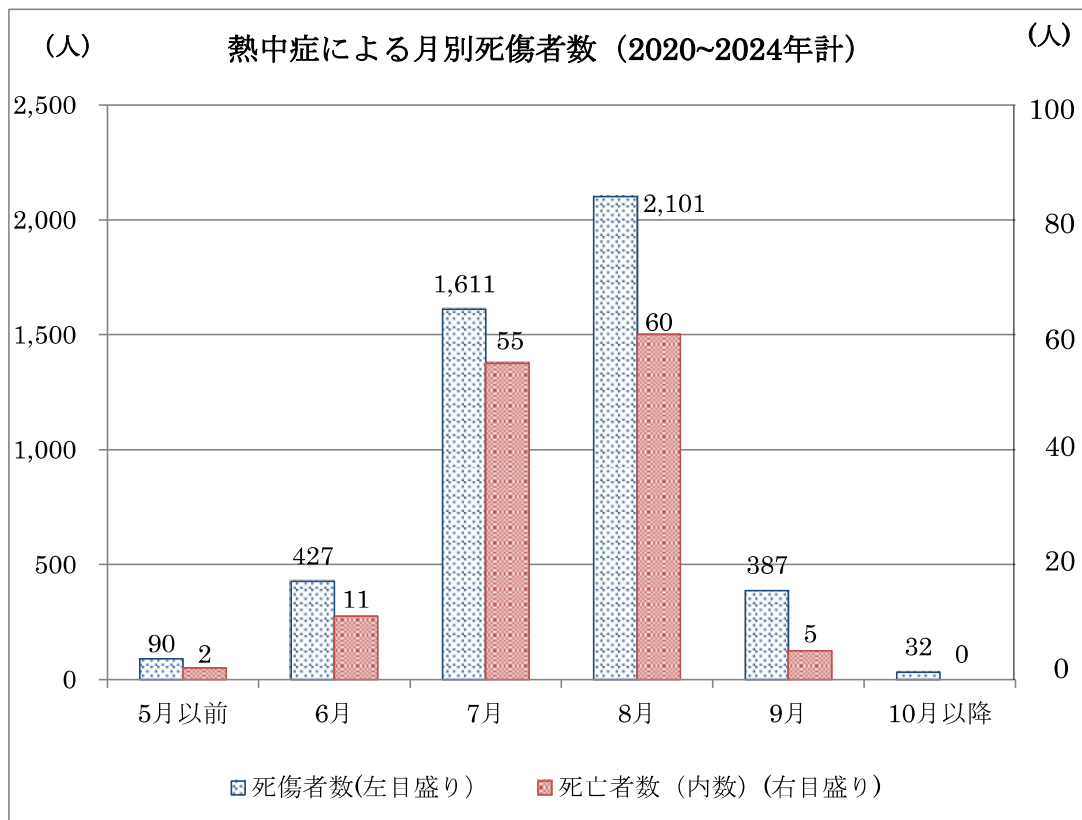
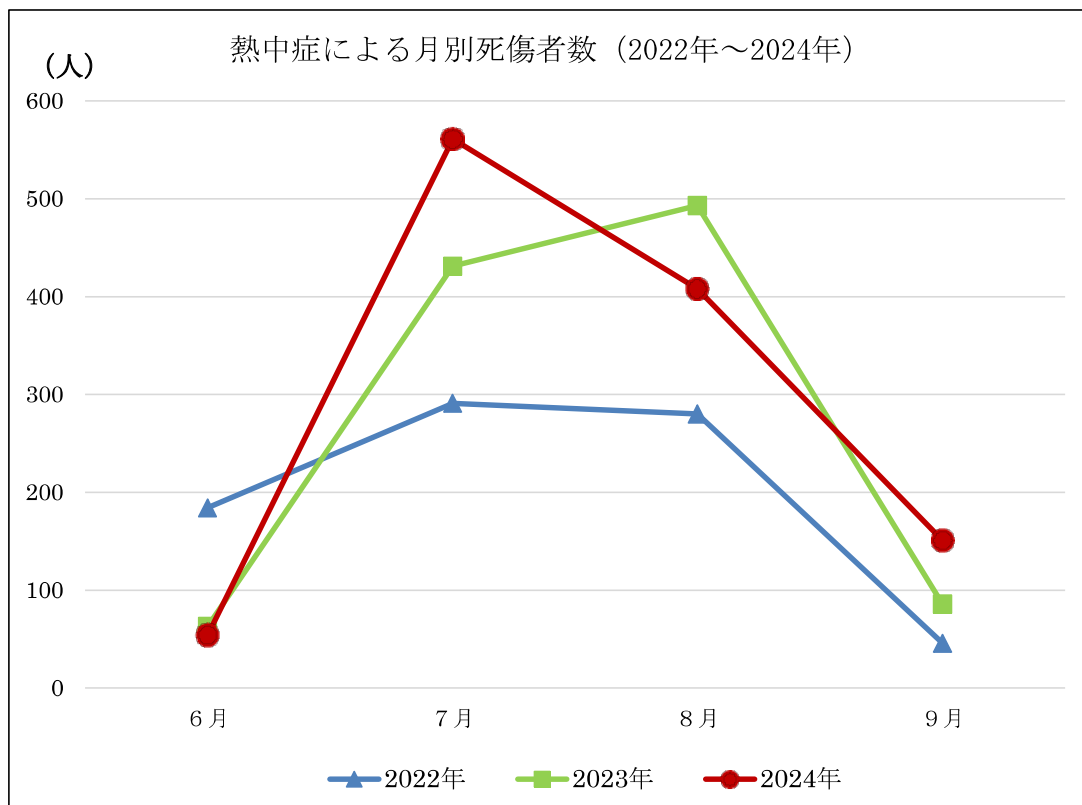
熱中症による死傷者数の月別の状況（2020～2024 年）（人）

	4 月 以前	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月 以降	計
2020 年	2 (0)	16 (1)	85 (0)	115 (4)	651 (16)	84 (1)	6 (0)	959 (22)
2021 年	4 (0)	7 (1)	41 (0)	213 (7)	269 (12)	20 (0)	7 (0)	561 (20)
2022 年	2 (0)	14 (0)	184 (10)	291 (9)	280 (10)	46 (1)	10 (0)	827 (30)
2023 年	5 (0)	21 (0)	63 (1)	431 (18)	493 (10)	86 (2)	7 (0)	1,106 (31)
2024 年	2 (0)	17 (0)	54 (0)	561 (17)	408 (12)	151 (1)	2 (0)	1,195 (30)
計	15 (0)	75 (2)	427 (11)	1,611 (55)	2,101 (60)	387 (5)	32 (0)	4,648 (133)

※ 2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。

※ 4 月以前は 1 月から 4 月まで、10 月以降は 10 月から 12 月までを指す。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。



(2) 時間帯別発生状況 (2020～2024 年)

2020 年以降の時間帯別の熱中症の死傷者数をみると、15 時台が最も多く、次いで 11 時台が多くなっていた。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見された。

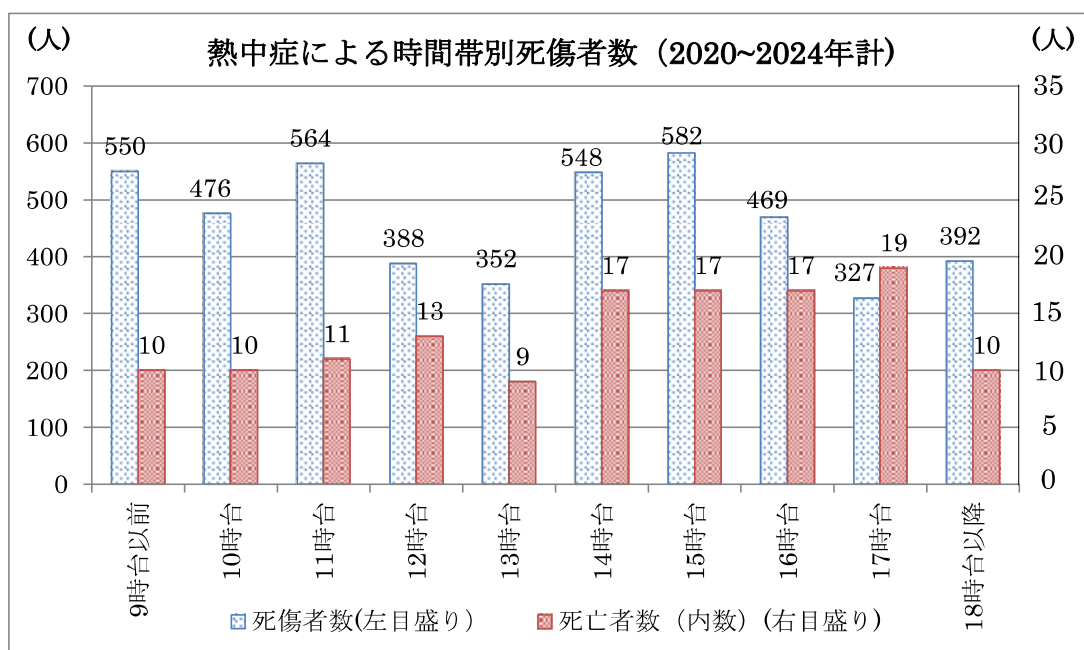
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (2020～2024 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
2020 年	104 (2)	102 (3)	119 (0)	86 (3)	73 (4)	116 (3)	124 (2)	92 (4)	61 (0)	82 (1)	959 (22)
2021 年	48 (0)	56 (1)	74 (3)	53 (4)	47 (3)	63 (3)	73 (0)	61 (3)	38 (3)	48 (0)	561 (20)
2022 年	100 (1)	78 (3)	87 (1)	53 (3)	74 (2)	115 (3)	106 (6)	92 (2)	55 (5)	67 (4)	827 (30)
2023 年	143 (4)	118 (2)	155 (6)	104 (1)	72 (0)	124 (5)	123 (2)	105 (1)	76 (8)	86 (2)	1,106 (31)
2024 年	155 (3)	122 (1)	129 (1)	92 (2)	86 (0)	130 (3)	156 (7)	119 (7)	97 (3)	109 (3)	1,195 (30)
計	550 (10)	476 (10)	564 (11)	388 (13)	352 (9)	548 (17)	582 (17)	469 (17)	327 (19)	392 (10)	4,648 (133)

※ 2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。



4 年齢別発生状況（2020～2024 年）

2020 年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約 5 割が 50 歳以上となっていた。

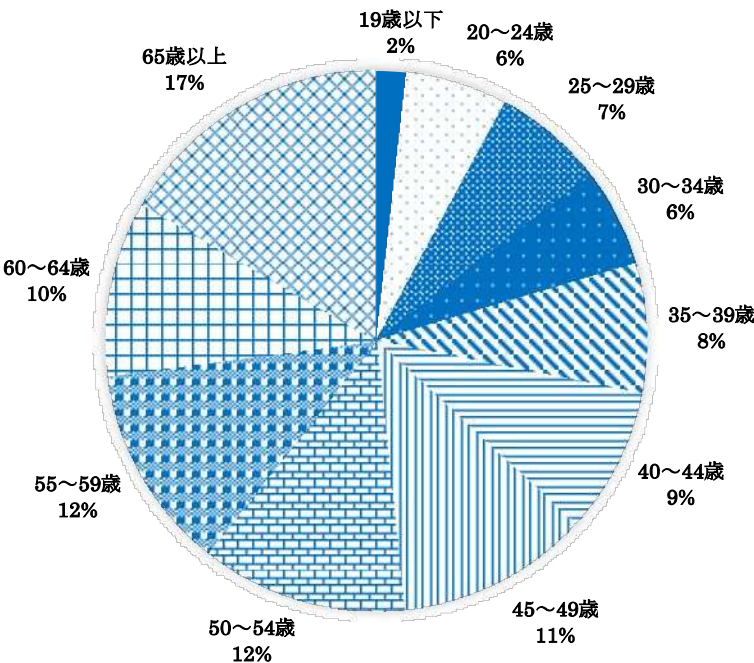
熱中症による死傷者数の業種別の状況（2020～2024 年）（人）

	19 歳 以下	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
2020 年	24 (0)	54 (0)	51 (0)	56 (1)	82 (2)	87 (5)	134 (2)	123 (4)	105 (2)	93 (3)	150 (3)	959 (22)
2021 年	12 (1)	46 (0)	25 (0)	41 (0)	36 (2)	53 (2)	69 (3)	65 (3)	70 (4)	58 (1)	86 (4)	561 (20)
2022 年	10 (0)	39 (2)	72 (1)	62 (3)	69 (1)	72 (1)	103 (5)	93 (3)	94 (4)	87 (3)	126 (7)	827 (30)
2023 年	20 (0)	80 (2)	71 (2)	48 (0)	88 (1)	90 (6)	122 (1)	136 (4)	133 (4)	120 (4)	198 (7)	1,106 (31)
2024 年	17 (0)	65 (1)	88 (0)	67 (0)	85 (1)	103 (4)	106 (4)	156 (4)	168 (8)	129 (3)	211 (5)	1,195 (30)
計	83 (1)	284 (5)	307 (3)	274 (4)	360 (7)	405 (18)	534 (15)	573 (18)	570 (22)	487 (14)	771 (26)	4,648 (133)

※ 2024 年の件数は 2025 年 1 月 7 日時点の速報値である。

※ （ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症中症による年齢別死傷者数の割合（2020～2024 年計）



5 2024 年の熱中症による死亡災害の事例

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は 30 件で、被災者は男性 27 件、女性 3 件であった。
- ・発症時・緊急時の措置の確認・周知していたことを確認できなかった事例が 21 件あった。
- ・暑さ指数（WBGT）の把握を確認できなかった事例が 26 件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が 15 件あった。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事が明らかな事例は 18 件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	気温 (注 2)	暑さ指数 (WBGT) (注 3)	事案の概要
1	7	製造業 その他の 金属製品	20 歳代	34.6℃	30.5℃	被災者は工場内で作業に従事していたが、14 時頃に体調不良のため早退することとなり、更衣室に向かった。16 時過ぎに同僚が更衣室に入ったとき、倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが死亡した。
2	7	陸上貨物取扱業	30 歳代	33.2℃	28.9℃	被災者は事業場倉庫内 1 階で電線ドラムのピッキング作業に従事していた。16 時 30 分頃、倉庫北側ホームを通行中にうつ伏せに転倒し、意識を失い痙攣をおこした。倒れている被災者を発見し救急搬送され、集中治療室で治療を受けるが、翌日に死亡した。
3	7	その他の 土木事業	40 歳代	32.1℃	不明	被災者は 9 時頃から校庭の土間打ちの作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。12 時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしたため、救急搬送された。搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

4	7	その他の事業	40歳代	30.8℃	30.9℃	被災者は廃棄物処理施設新設工事現場で、施設の性能試験を行うためのサンプリング作業を行っていた。14時から施設内でサンプリング作業を開始し、16時40分頃から不織布の保護衣、防じんマスクを着用し、約1時間かけてごみのサンプリング作業を終えたところ、体調が悪化し、ろれつが回らなくなったため救急搬送されたが、同日に死亡した。
5	7	産業廃棄物処理業	40歳代	34.0℃	31.4℃	被災者は9時から倉庫内でペットボトルの選別作業を行っていた。適宜休憩を取りながら作業していたが、15時30分頃、作業場所で前のめりになって動かない被災者を発見し、救急搬送されたが、搬送先の病院で6日後に死亡した。
6	7	産業廃棄物処理業	40歳代	不明	不明	被災者はごみ焼却施設の管理を行っており、21時頃まで、粗大ごみ処理施設内の粗大ごみ前処理装置のごみの詰まりをバール等を用いて手作業で取り除く作業を行っていた。業務終了後駐車場に駐車中の自家用車内で休憩をとっていたところ、車内で死亡した。
7	7	農業	40歳代	37.0℃	不明	被災者はねぎを栽培する畑において7時頃から適宜休憩を取りつつ草むしり等を行っていた。作業終了後の17時15分頃に体調が悪くなり、病院へ搬送されたが、11日後に死亡した。
8	7	その他の事業	40歳代	33.4℃	31.9℃	被災者は道路の測量等の業務を行っており、8時頃から測量作業を始めた。11時20分頃、急に気分が悪くなったことから、社用車に乗せられて会社に戻ったうえで水分補給や身体冷却等を行ったが、痙攣したことから救急搬送されたが、発症から18日後に死亡した。
9	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	50歳代	37.℃	31.5℃	被災者は8時30分から、鉄筋の圧接作業に従事していた。15時40分頃、歩行が困難となる等の症状となり、救急搬送されたが、同日に搬送先の病院で死亡した。

10	7	製品の製造業 その他の金属	50歳代	29.5℃	不明	被災者は工場内にて溶接作業を行っていた。作業中、体調不良となり休憩室にて休憩していたが、改善しなかったため16時過ぎに病院を受診。その後、死亡した。
11	7	新聞販売業	50歳代	30.0℃	27.7℃	被災者は新聞配達業務を行っていたが、5時50分頃マンションの階段踊り場にて倒れていたところを当該マンションの住人に発見された。救急搬送され、翌日死亡した。
12	7	クリーニング業	50歳代	31.0℃	32.3℃	被災者はクリーニング工場で作業中、10時頃体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから保冷剤・経口飲料を渡して横になっていたが、水分補給が難しい状態となったことから12時頃に工場長に病院へ搬送され、入院したが、翌日死亡した。
13	7	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	50歳代	33.5℃	29.4℃	被災者は建物屋上で防水シート貼付け作業を終日行い、18時頃終業後に忘れ物を取りに屋上へ行った。被災者がしばらく戻らなかったため探しに行ったところ、足場の手すりに寄りかかり意識を失っていた状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡した。
14	7	業一般貨物自動車運送	50歳代	36.0℃	32.9℃	被災者は長距離の貨物輸送を行っており、10トントラックへ建設資材の積み込み作業を行っていたが、12時45分頃にトラック荷台の荷の上で意識を失って倒れている状態で発見され、その後、救急搬送されたが、7日後に死亡した。
15	7	一般貨物自動車運送業	60歳代	35.7℃	31.1℃	被災者は段ボールの配送業務を行っていた。16時30分頃に配送先から帰社した。その後、22時50分頃に警備会社の労働者が事業場の施錠確認のために定刻の訪問巡視を実施した際、フォークリフト横に仰向けに倒れていた被災者を発見した。救急隊が到着した時点で、死亡していた。

16	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	70歳代	30.8℃	31.1℃	被災者は7時から工事現場で資材の片づけを行っていたところ、作業開始後30分程で倒れ、救急搬送されたが、死亡した。
17	7	電気通信工事業	70歳代	33.1℃	30.5℃	被災者は11時30分頃から工場の天井照明の取替作業をしていたが、13時頃体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社に熱中症の症状であると連絡をした後、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩をしていたが、14時45分頃意識を失い救急搬送されたが死亡した。
18	8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3℃	33.5℃	被災者は8時から倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業に従事し、15時の休憩時に手の震えや休憩所周围で座り込む様子が確認された後、屋外へ出て走っていたところ側溝部分で足を取られ転倒した。口から泡を吹きいびきをかいたような状態であったため、救急搬送されたが2日後に死亡した。
19	8	警備業	50歳代	34.4℃	32.6℃	被災者は片側交通規制の交通誘導を行っていた。16時頃当日の業務を終えて自家用車で帰宅していたところ、現場から50mほど先の民家に衝突する交通事故を起こした。意識があったものの救急搬送され、搬送先の病院で同日死亡した。
20	8	造船業	50歳代	32.8℃	30.2℃	被災者は工場敷地内に仮置きされた船体ブロック上で、資材の運搬作業を行っていた。作業中の14時20分頃に突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したものの。
21	8	その他の土木工事業	50歳代	33.5℃	30.2℃	被災者は資材等の片付け作業に従事していたが、16時20分頃に様子がおかしいことに気付いた職長が声掛けをしても返答がなく苦しそうにしていたため、救急搬送されたが、26日後に死亡した。

22	8	警備業	50歳代	33.2℃	32.2℃	被災者は交通誘導業務を行っていたが、15時頃に気分が悪くなり、その場で倒れた。救急搬送され、処置が行われたが、翌日に死亡した。
23	8	パン、菓子製造業	50歳代	35.4℃	32.4℃	被災者は焼き上がったパンを窯から取り出すラインにて常時作業を行っていた。終業時刻である16時頃、事業場内で被災者が倒れているところを他の労働者が発見し、救急搬送されたが、同日17時頃に死亡した。
24	8	地下鉄建設工事業	50歳代	不明	不明	被災者は8時30分からダンプの運転等の作業に従事していた。14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。
25	8	製造業 その他の輸送用機械等	60歳代	32.9℃	31.0℃	被災者は自転車の車輪軸を加工するねじ切り機の作業を行っており、17時の勤務終了後、帰宅するため、自転車にて事業場の最寄り駅まで移動したが、駅の駐輪場で自転車にうつ伏せとなって動けなくなっていた状態で発見され、救急搬送されたが、17日後に死亡した。
26	8	事業 その他の建築工	60歳代	34.1℃	30.8℃	被災者は屋内の塗装作業を行っていた。15時頃から同僚と別の自動車内で30分ほど休憩し、同僚が被災者の様子を伺ったところ、車内で嘔吐していたため、救急搬送されたが、死亡した。
27	8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6℃	31.5℃	被災者はガスボンベの輸送業務を行っており、12時45分頃、顧客から引き取って来た空のガスボンベ（重量約50kg）を、トラックの荷台からプラットホームへ下ろしていたところ、突然気分が悪くなったことからその場にゆっくりと倒れ込んだため、近くにいた同僚らにより救急搬送されたものの、当日、搬送先の病院において死亡した。

28	8	その他の事業	70歳代	30.9℃	31.3℃	被災者は事務所に出勤し、ゴミ出し作業後、事務所から約75メートル離れた土手の草刈り作業を行っていた。13時50分頃、事務所搬入口へつながる農道を走行していたトラック運転手が、土手の上に腹這いになって倒れている被災者を発見。発見時既に意識はなく、消防が現着した時点で心肺停止の状態であり、搬送先の病院で同日に死亡した。
29	8	新聞販売業	80歳代	33.7℃	32.3℃	被災者は朝刊と夕刊の配達業務に従事していた。1時30分頃から3時頃にかけて朝刊の配達を行い、自宅に直帰した。その後、13時30分頃に再度出勤し、夕刊の配達を開始した。15時30分頃、配達エリア内にある公園のベンチで被災者が休んでいるところを通行人が発見し、救急搬送されたが、同日死亡した。
30	9	一般貨物自動車運送業	40歳代	29.6℃	29.8℃	被災者は13時30分頃から取引先工場建屋内において、天井クレーンを用いてトラックへパイプ束を積み込む作業で、トラックの荷台上で玉掛け作業に従事していた。作業終了後にパイプ束の荷締め等しないまま敷地内にトラックを停車させており、16時30分頃に同僚が様子を見に行ったところ、車内で仰向けになっている被災者を発見した。呼びかけるも応答がなく、救急車を呼ぶも、その場で死亡が確認された。

(注1) 2025年1月7日時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注3) 現場での暑さ指数(WBGT)が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として示した。